（明治廿七年八月廿五日第三種郵便物認可）

大日本蠶絲會報

第百壹號

明治三十三年十一月十五日

目次

●論說
●北海道の蠶業に就て　法學士　白仁武
●起死回生軟化病治療の報告　練木喜三
●蓆蟹の蠶業に就て　尾澤琢郎
●大日本蠶絲會報の前途に望む　金子孫左衛門

●寄書
●枝尺蠖驅除の簡易法　根岸悠平
●支那蠶飼育の得失を論ず　中村彦久藏
●絲價下落救濟策　田邊其治
●繭業獨別の方法　石井正義
●蠶業日誌の必要に就て　山崎遠三郎

●統計
●九月中生絲類及絹物類輸出入前年對照表

●問答
●桑の種類と萎縮病との關係に就き質問竝答●桑虱の件に就き質問竝答●蠶卵の色の件に就き質問竝答●蠶生理に就き質問竝答●蚕蠶飼育に就き質問竝答●蠶種再出の件に就き質問竝答●蠶室の構造に就き質問竝答●空頭蠶の件に就き質問竝答

●外報
●上海蠶絲商況●佛國私立蠶絲水分檢査所設立禁止法●佛國收繭高●上海に於ける製絲場

●雜報
●第六回品評會延期●第六回小集會の光景●技藝委員の派遣●蠶絲業有志懇親會●四ヶ原同窓大會●四ヶ原同窓規約●今後の生絲商況●蠶絲業同業組合及組合聯合會●生絲荷造方の注意●鐵路代議士の蠶業熱心●長野縣高明館縣賞繭品評會●關東實業大會に於ける蠶業問題の成行●今國蠶絲業大會に於ける議題●蠶種の來實●人事欄報

大日本蠶絲會入會手續及會員心得

本會に入會せらるゝには左の事項を承知して申込まるべし

一住所氏名を詳記したる入會書に一ヶ月金十錢の計算を以て入會せらるゝ月より向ふ一ヶ年分以上の會費を添へて申込まるべし

一會報は入會を申込まれたる其月の分より發送すべし

　但し入會以前の會報を要望せらるゝときは一冊に付金拾錢を領收したる後之を送付すべし

一會費其他の金員を本會に送らるゝとき郵便爲替は拂渡局所を神田淡路町とし受取人を「大日本蠶絲會」とせらるべし小爲替證書は改正の郵便爲替規則に據れば受取人の宿所氏名及び拂渡局所を省略するを得べきこととなれども右は途中紛失の虞もあるべきにつき爲替證書の表面右の方の欄內に「大日本蠶絲會」と記入せらるべし

爲替振込に不便なる土地なれば郵便切手一割增にて送らるべし

通運便に託し現金にて送らるゝ時は必ず配達賃拂濟にせらるべし

一會費金は每年規定の通り（翌年の分は前年十二月中に）前納せらるべし

一氏名住所等を變更せられたるときは其都度直に本會に通知せらるべし

一退會せらるゝときは必ず其月までの會費を拂込まれたる後にあらざれば之を了諾せず

一會員中死亡せられたるときは其家族又は其地方會員より本會に通知せらるべし

一質問書は半紙を用ひ一紙に一件を限り字體は成るべく明瞭に記し且つ何府縣何郡何市何村大日本蠶絲會何會員某と署名し又其質問を要する物件方言のみにして本名判然せざるときは成るべく現品を添へて送らるべし

一會費金を督促したる後猶出金せられざる者は之を本分の義務を盡されざる者と看做し本會規則に據り除名すべし

此心得は會員諸君常に能く了知せらるゝは勿論他人の入會を誘導せらるゝの際には殊に之を示されむことを要す

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會事務所及會堂建設要旨

本會は去る明治二十五年四月の創設に係り歲を閲すること茲に九年にして今や會員は無慮五千有餘名の多きに達し支會の設立を見ること既に十二箇所に及へり其發達の速なること蓋し此種の團體中未曾て其比を見さる所なるへし而して本會か創設以來克く幾多の困難に耐へ以て今日の隆盛を見るに至りしものは固より氣運の然らしむる所に因るへしと雖も抑々亦有志諸君か熱心斯業の改進を企圖せらるゝの結果に外ならさるを信す是れ本會か特に有志諸君に對して深く感謝の意を表する所なり「本會は斯の如くに發達し會運は斯の如くに隆盛なりと雖も然れとも之を本會か豫期する所より觀れは相距ること尙ほ遠しとす「方今熟々內外の形勢を察するに斯業界の前途は愈々多事ならんとするの時運に向ひ從て本會の責務も亦將に益々多きを加へんとす「此時に當り本會か克く斯業界の屬望を贍うせさらんとを期せんには固より之に應する設備なかるへからす然れとも其設備の一時に完全ならんことを望むは容易のことにあらす故に先つ其事務所及會堂に充つべき家屋を建設して以て漸次に完成を期せんと欲す現に事務所は僅に一小借家に過きす又從來大小の集會及品評會等の擧ある每に一時他の家屋を假用し爲に幾多の不便不利を感するは夙に本會か諸君と共に深く遺憾とする所にして今更に之を喋々するを要せさるなり「是に於て本會は事務所及會堂建築の議を昨年六月十日の評議員會議に提出せしに滿塲一致を以て之を可決せられたり然れとも本會固より其費を辨するの資あるにあらす一に有志諸君の翼贊の力に依るにあらされは以て其目的を達するを得す由て左に建築費の概算を掲け敢て諸君の贊助を仰く希くは上來述ふる所の旨趣を調察せられ以て其資を投せられんことを

明治三十三年十一月

一建築費概算は左の如し

　金五千圓　事務所及會堂二階建五十坪建築費

　金壹千圓　品評會及大小集會に要する諸物品設備費

一建築設計は寄附金前項定額に滿つるを待て之に着手するものとす

一寄附金は金五拾錢以上たるべし

一寄附金は便宜の銀行爲替に取組まるゝか又郵便爲替なれば神田淡路町郵便受取所渡しに振込まれ本會に宛てゝ送らるべし

一寄附金は總て日本橋區萬町第百銀行に預託し嚴に之を保管す

一寄附金をなしたるものには謝狀若くは紀念章を贈與し且つ其金額及氏名を錄して永く本會に保存す

大日本蠶絲會

◉事務所及會堂建築資金寄附報告（第十二回）

左の諸君は本會事務所及び會堂建築の擧を翼賛せられ各頭書の如く寄附せられたり

明治三十三年十一月

大日本蠶絲會

金參拾圓　東京府　林庫次郎君
金貳拾圓　兵庫縣　田原休之丞君
同　群馬縣　町田菊次郎君
同　長野縣　藤本善右衛門君
金拾貳圓　新潟縣　山田政嗣君
同　山田國太郎君
金拾圓　新井泰太郎君
同　東京府　齋藤省三君
同　神奈川縣　佐野安太郎君
同　長野縣　佐藤尾之七君
同　小田中源五郎君
金拾圓　山形縣　金子孫左衛門君
金七圓　東京府　志田茂芳侯君
同　埼玉縣　鴨田重太郎君
同　栃木縣　荒鞠格太郎君
金五圓　東京府　飯田小太郎君
同　京都府　波多野鶴吉君
同　兵庫縣　前原熊平君
同　新潟縣　牧口考明君
同　埼玉縣　片岡秀之助君
同　群馬縣　村要藏君
同　千木良芳郎君
同　靜岡縣　佐藤辰郎君
同　山梨縣　齋藤道太郎君
同　長野縣　報國太田德三郎君
同　神奈川縣　齋藤英三君
同　佐野七郎君
同　埼玉縣　橋本秀作君
同　群馬縣　金澤文平君
同　小林信藏君
同　兵庫縣　西村植太郎君
同　關勝信君
同　三輪爲次郎君
同　新潟縣　福地仙太君

金貳圓　埼玉縣　大島和輔君
同　群馬縣　町田格十郎君
同　田口宗太郎君
同　折茂住平君
同　見藏君
同　鹽見駒藏君
同　西野滿次郎君
同　神奈川縣　中丸和三郎君
同　養蠶研究所　奈川縣卿蚕所
同　甘利清左衛門君
同　梅澤忠左衛門君
同　兵庫縣　橋本倉次郎君
同　水田增三郎君
同　高月啓太郎君
同　長崎縣　佐藤常藏君
同　新潟縣　佐藤寅治君
同　金子貞吉君
同　植木和平君
同　西巻永八郎君
同　小野忠太郎君
同　須田治太郎君
同　鹽原百太郎君
同　埼玉縣　彌田庄作君
同　群馬縣　根岸惣平君
同　間庭長十郎君
同　松島五十嵐源八君
同　岩田保君
同　京都府　森下幾藏君
金壹圓　埼玉縣　大畠和輔君
同　群馬縣　田口宗太郎君
同　折茂住平君
同　岩崎熊太郎君
同　堀越清三郎君
同　大戸甚太郎君
同　小池安藏君
同　清水庄太郎君
同　清水恒太郎君
同　白石延太郎君
同　小林藤二郎君
同　長野縣　安原久太郎君
金壹圓五拾錢　長崎縣　本拙二郎君
同　兵庫縣　草野覺德君
同　滿尾ッ藏君
同　鹿兒島縣　東京府　奥住金藏君
同　金壹圓　京都府　大島好太郎君
同　片山專一君
同　梅垣虎雄君
同　上野桑吉君
同　石川正雄君
同　居相勝治君
同　岸田貞藏君
同　

金壹圓	群馬縣	多賀谷熊五郎君	
同	同	相見治三郎君	
同	同	橋谷半五郎君	
同	同	折茂嘉平君	
同	同	山田菊藏君	
同	同	町田寛夫君	
同	同	熊倉亥十郎君	
同	同	落合卯三郎君	
同	同	黛治良君	
同	同	源吉君	
同	同	榮三郎君	金五拾錢
同	同	乾豐太郎君	
同	同	淡路義太郎君	
同	同	吉田長吉君	
同	同	町田六三郎君	
同	同	川邊重兵衛君	
同	同	矢島富作君	
同	同	松井邦治君	
同	同	澤田和三郎君	
同	同	關改市君	
同	同	山田嘉平治君	
同	同	三木德太郎君	
同	同	千葉勝美君	
同	同	早川千助君	
同	同	廣島縣	秋田縣
同	同	高知縣	門脇英郎君

金壹圓	長野縣	佐藤園右衛門君	
同	同	細田傳君	
同	同	宮城縣	鹿島儀三郎君
同	同	福井縣	山口六郎左衛門君
同	同	香川縣	高重逸太郎君
同	同	永野雄太郎君	
同	同	高知縣	吉良禎吉君
同	同	小笠原忠澄君	
同	同	岩井正水君	
同	同	川田多喜馬君	
同	同	上島勇治君	
同	同	兵庫縣	伊藤幾藏君
同	同	新潟縣	押見丑四郎君
同	同	埼玉縣	森田英太郎君
同	同	石川縣	鶴井三九治君
同	同	群馬縣	新井高十郎君
同	同	鈴木龍八君	
同	同	長野縣	佐藤三左衛門君
同	同	中山兵吉君	
同	同	田玉逸作君	
同	同	高知縣	廣島縣

長野縣田中治左衛門君

大日本蠶絲會報第百一號

（明治三十三年十一月）

◉論說

◉北海道の蠶業に就て

法學士　白仁武

本道産業の評望なることは、本報數々會員諸氏の寄稿な登載と紹介せる所なり、此頃白仁法學士が北海道の蠶業に就て識せるもの、記し得て詳細、依て同氏に請ふて接に掲載せり、讀者幸に本報第九拾四號寄書欄に記せる、北海道に於ける蠶種製造業、第九拾五號同欄に海道な說法本業な觀察するの思をなさん

北海道の蠶業は年を追ふて盛大の域に赴き今や本邦蠶業地の一として數へらるゝまでに至る迚に慶すべきなり而して同道の養蠶上、他府縣に比較して最も有望なるところは彼の蠶蛆の絶無なると給桑の便と且病毒の尠きことにして即ち養蠶事業上至大なる特長を有すればなり此特長は現業者をして常に著しき利益を占めしめ農家の副業として尙ほ優に餘裕ありと爲す而して從來の養蠶は多く蠶種製造の爲に營まれ其成繭を以て製絲するものゝ如きは洵に少小なり蓋し蠶種は數年の實驗に徵して利潤を占むること遙に多きものあればなり現に本年種繭として檢査證明を與へしもの四百餘石に對し八、五の割合にして頗る多し殘り三千石は或は府縣に送り或は同道に於て製絲に供せり其部合は同道千石、府縣二千石なりとす

同道の養蠶上微粒子病の尠きことに就ては其源因未だ詳かならざれども想ふに養蠶業の始めの時に於て北海道廳は最も嚴重なる取締規則を制定し順微鏡的檢査を勵行したる結果なりと云ふ又蛆の絶無なるは收繭の時は最早夏期に達するを以て自ら其發育を防止するが爲めなるべし其他彼の軟化病の如き絶へ

て傳染なきにあらざれども養蠶の時期に於て雨量少くして桑葉の乾燥し易き等孰も濕潤を防ぐ上に便宜を有するを以て是等の患害を免かるゝ者ならむ歟に農商務省の調査になる蠶種檢査成蹟に依れば毋蛾檢査總數百に對し二の不合格ありしに過ぎず洵に本邦第一の良成績を表出せり府縣に於ては百に對し五十の比例に及ぶものすらあり是れ同道が毎年製造額の增進し隨て府縣に輸出するものゝ增加する所以ならん殊に從來長野、福島、岩手、埼玉、京都、岐阜、山梨、群馬等の諸府縣より蠶種を仰いで養蠶せし地方が漸く本道の製種に望みを移さんとするは唯り其價格の低廉なるが爲にあらず寧ろ其蠶種の健全にして飼育上安全なるものあるに之れ因らずんばあらず況んや價格も亦遙に低廉なるに於てをや現業者をして勢ひ彼を措いて之に赴むかしむること當然の事なるべし

北海道に於ては如斯病毒の存在を見ざる蠶種を製造し得るのみならず桑葉は同道野桑に富むを以て偶之を稼るに使ならざる地方のみ畑桑を以て之を補ふに過ぎず而して其價格頗る低廉なれば多くの資本を要せずして割合よき收益を得るものとす或は誇つて幾數年の後迄は府縣製造家の競爭亳も之を恐るゝに足らずと云ふもの即ち以上數箇の特長を羅むが爲なり

桑葉の價格低廉なることは本年養蠶の時に於ける石狩國空知郡岩見澤村の賣買相場は十貫目（蠶兒の一眠迄に給するもの）に付最も高き盛り時と雖も尚ほ三十錢を超えず府縣は概ね八十錢乃至壹圓五十錢なりと聞く其給桑費用の大差讀者諸士の推察あらんを望む

蠶兒の飼育に就ても亦府縣に比して手數を省ぶき得ること著しく例せば給桑の如き夜十時頃に一回之を與ふれば翌朝六七時頃迄は之を給せざるも可なり又本道は如何に暑き頃にても九十度に上ぼることゝ洵に稀れに空氣常に乾燥し殊に夜中は六十度の冷氣を來すを以て府縣に於て往々見るが如き高溫の爲に受くる損傷なし

本年の成蹟額は三千四百餘石に上ぼり三十二年の產額二千二百餘石に比して殆んど五割の增加なり如斯は全く飼育の宜しきを得たるが爲めにして其良好なりしことは之を實際に視察したるものゝ認むる所にして又一升の絲量は概ね十二匁を獲其價格三十錢乃至四十錢なりとす而して初めて生繭の市場に顯はれたる當時は絲價猶ほ高價を以て賣行ありたれば繭の如き右の價格に賣行を見しは即ち當然なりといふべし且同道收繭の分合は平年に比して大約二割の增收なりしを以て養蠶家は前數年に比し一層の收益を獲たるものなり加之絲價漸く下落して今日の悲境に陷るものありと雖も繭は既に養蠶家の手を脫して製絲家若くは蠶種製造家の手裡に移りたるを以て何等の影響を被らざりしは實に養蠶家の幸福否同道養蠶業の幸福と云ふべきなり

北海道廳は同道養蠶業の發達に伴ふて漸く其際害を生ぜんことを恐れ之を奬勵すると同時に一面防禦と改革との策を施し居れり其奬勵方法として第一蠶種を配付し蠶種製造者の爲め原種改良の資に充てしめ又蠶業未起の地に於て初めて從事せんとするものには一名二百蛾迄の原種を試育の爲めに配付す是れ札幌蠶業傳習所に於て精撰せし小石丸又昔の原種なり第二養蠶巡回教授として養蠶の期間內に限り該業の經驗に富めるもの三名乃至四名を雇入れ蠶業地に分派し之をして飼育者毎戸に就き實地の取扱方法等を教示せしむ第三冬季農閒の期を利用して農商課員を蠶業地に分派し蠶兒飼育法及蠶病消毒法等蠶業上必要の事項を講話し猶燈映畫を用ひて之を說明せしむ第四蠶業團體を設くること（之は飼育者區々の營業は大に蠶具の購入又は繭の販賣に就て不便利を免れざるものあれば可成的其便宜を得せしめんが爲めなり）等直接間接に能く奬勵しつゝあり其他桑苗を配付して將來給桑用の爲めにする桑畑新設の便を與へ又成繭の爲め殺蛹器及び乾燥器を蠶業の發達せし地方の支部及び戶長役場に備付け特志者の使用を許し其業務を全ふせしめん事を期せり又製絲を爲さんとする者には製絲器械及び揚返し器械を備へて當業者の使用に應ずることゝし可及的其發達を賞けんことを期せり而して其成績は孰も事實の上に表はれ本年蠶業の巨好を見し如きは其力多きに居ることゝ頗る多しといふ

以下少しく本年養蠶地の現狀に就て敘せんに

江別村　石狩國札幌郡江別村は明治十七年初めて屯田兵村を置かれ當時の中隊長某大に蠶業に熱心し每戸に桑畑を設けて桑樹を培養せしめて盛に養蠶を奬勵したるより爾來數年ならず本道に於ける重なる蠶業地又蠶種製造地として信用を博ふするを得たりしに二三年前より少しく衰頽せんとする傾向あり之れ全く飼育中給桑の不良に注意せざるの結果なるが如し故に他の地方は成績も良好にして產額次だ增加せるに拘はらず此地方は稍々損色あり三十二年は頗る不良なりしが本年も亦然りとす唯僅に三十二年に比し聊か良好ならんかと云ふに過ぎず本年春蠶の飼育蛾數二萬七千にして小石丸四分青熟二分又昔二分蝦夷錦其他を合せて二分とす產額は今詳かならざれども三十二年の二百十三石四斗より二割を增加したるものあるべしといふ

岩見澤村　石狩國空知郡岩見澤村は明治十七年の創設にして同十八年平岡某始めて養蠶を試み超えて十九年に至り飼育する者十五戸に及び以後漸く增加して本年の飼育者は四百五十戸に達せり其產額は四百五十餘石となす現今本道中瀧川村と並び稱して養蠶地の兩頭と云ふなり然れども單に成績の上より見れば本村を以て本道中第一位とす而して成績の多くは蠶種に製造して自ら製絲の用に充つるもの極めて尠なしとす尙ほ將來は一層の隆盛なるものあらんと云ふ

奈江村　石狩國空知郡奈江村は養蠶家及び其產額ともに前年に比して增加し百六十戸、四十八石に及ぶ將來は漸く增加せんとする機運あるを見はせり而して蠶種製造家は未だ之あるなし

瀧川村　石狩國空知郡瀧川村は三百十戸、二百八十九石餘にして前年の百二十九石餘に比すれば百五十九石餘の增加にして一倍以上の發達なり其發達の急速なることは全道中其比を見ざる所とす而して此地方も岩見澤村と同じく養蠶は經驗に富みたるが上に善良なる給桑と氣候の適順を得たるが爲め十分なる成績を得たるものに似たり又蠶種製造は框製即ち原種用と普通製即ち製絲用を目的にするものとあり其

に製造すれども本年は框製に於て減少し普通製に於て增加せり斯く普通製の增加せしものは各府縣に於ける需用の增加するに因れるものにして即ち其製品の良好なることを證するものと云ふべし依て思ふに將來の產額は層一層增加し彌々隆盛の域に達するとも亦疑なかるべし

永山村　石狩國上川郡永山村は其初めは元第七師團永山中將の撰定に繫り一般の農業は頗る發達し收穫の上より見れば本道中有數の所なるも養蠶地としては尙ほ創業時代なり現業者四十戸にして產額は未だ百五十石を超えざるなり然るに其成績は之を原種とし或は製絲として每に好評を博せり當さに前途の有望を表示するものと謂ふべし

永山村に隣して東旭川村あり從來は上川支部管內に於ける唯一の蠶業地なりしも水田の業漸く隆なりし以來却て永山村に讓ることゝなり產繭額殆ど半數位の有樣なりとす

以上春蠶に就て之を敘せしが本年夏蠶に至りても其の產額亦頗る多く而かも品質良好なるも偶絲價の下落に際せるを以て春蠶に於て收めたると同一の利益を見ることは能はざりしは遺憾とする所なりとす

蠶種の製造は從來概に多額にして猶は一年は一年より增加して販路は遠く九州に到るまで之が需要者を見るに至れり本年の製造は約五萬枚ならんと云ふ今之を三十二年に比すれば即ち六割內外の增加に當れりとす而して蠶種は原種百四十萬蛾、製絲用三萬五千餘枚なりといふ

蠶種の價格は固より一定せざれども概ね一枚一圓二十錢を下ることなければ春蠶のみを計算するも六萬餘圓を得らるべし而して本年は一枚の蠶種より一石餘の收繭あり平年の收繭に比して一割五分餘の增收ならむ

斯くして之に至り予は將來本道の開發は蠶種に賚りて步武を進めることを尠からざるものありと信ずるなり

●起死回生軟化病治療の報告

大日本蠶絲會技藝委員　練　木　喜　三

とはちと大げさのやうなれどこの春の養蠶中當宮城縣栗原郡長岡村てふ所にありし出來事にて佐々木雄三郎と謂へる仁の蠶の蒸桑にあたりて蟻蚕二十三匁掃き卸せる内始ど五割は既に投棄し遂に皆將に斃れなんとする慘狀を見て同郡雑蠶飼育場教師西條仁義氏に治術を授け現存の病蠶殆ど全部を回復せしめ終に眞繭二石八斗九升六合の收獲を得せしめたる成績にて同氏の報告に係れり今左にそのあらましを記す將來また世間にかゝる事のありては大變なれど萬一も大方の參考に資するを得ば幸甚之に過ぎず

同教師報告の畧に曰くこの蠶は五月十四日下蟻六月五日午前九時三眠俘食眠中の經過殊に宜しく同六日午前七時飼食のものにかゝり同日午前十一時に予が巡視せる際はすべて健全毫も異狀を認めざりしに翌朝急使あり曰く蠶みな衰弱して頭を垂れ少しも前回の桑を食せる模樣なし而してその何の爲めなるを知らず請ふ速に來檢救濟するところあれと即ち共に馳せて現況を聞せるに實に其言の如し試に之れを壓診するに全身已に軟化して斃死せるものまた少なからず且つ其糞また少しく弛めるを見るも蠶室は清潔にして空氣の流通よく蠶の頭數は室の割合に比して決して多きにあらず飼育また閑然するところなきを確認するものから源因或は桑質にあらざるなきかを疑ひ試に貯桑場を檢するに間口一間半奥行二間高さ五尺五寸の麹室にて入口殊に狹く衝當り中央の上部に方五寸の明窓あれども硝子を貼りて密封せるを以て空氣は唯その入口より出入するのみまた排出の途なし之れに臨めば即ち一種の臭氣あり鼻を撲ちて益予の疑をして深からしめたり而して桑は繭籠に入れ兩側の棚にさして貯藏せり入りて一々之れを閲するに果して棚の下段奥の方に大凡一週日も經たらんと覺ぼしきもの二籠あるを見出せりその葉の揉めたるは已に黑色を呈し間々また白黴をさへ生じたるものありて一種言ふべからざる惡臭を放ちりとれぞこの蠶に與へたる桑の殘りなりと云ふを聞きて源因正に此の桑にあるを悟り直ちに除沙を命じて疲勞の甚しきものを廢棄せしめ眞桑を少量つゝ給して毎日二回の除沙を行はしむる等專ら回復を勉めたるも殆ど寸効なく日々斃蠶の數を增すのみ全然投棄するの外また術なきをかこつ折柄幸ひ閣下の巡回あるを聞き强て臨檢を請ひたるは正に同九日午後二時なりき當時已に投棄せるもの殆ど五割に達せり乃ち閣下の敎示により治術を施行せる顚末を述べんに同日午後四時半先づ籾糠を散布して除沙を行はんとせるに何分疲勞極まれる蠶見なるを以て依然糠下に横はりて動かず時に室内の寒暖計を見るに六十九度を示せり茲に於て焚火を焚き七十二度に昇るに隨ひ漸く糠上に這ひ出づるを見て除沙を始め午後七時に至りて全く終了せり此の際尙糠下に殘り棄沙と共に廢棄せるもの一籠千頭餘に對し平均三十頭に及べり其後次第に温度を高め脫蛻を促がすを目的として八十度以上の温度を保ち悉皆排泄し終るを見て次第に温度を下し平温に復するを俟ちて少量つゝ徐ろに給桑せり其次第左表の如し

時	室外温度	室外温度	室内温度	摘要
午後七時	六〇	八八	七〇	六九	焚火を始む燃料は刈桑の古條
同七時半	六〇	八八	七六	六六	
同八時半	五九	九四	七八	六三	蠶見搖動を始む
同八時半	五八	九三	七九	五九	蟻を排泄し始む
同九時半	五七	九三	八〇	五九	
同九時半	五七	九三	八〇	五七	頭蓋の狀を呈し盛に排泄す
同十時半	五六	九三	八二	五七	明瞭ならざる狀態に見るに忽ひさるものあり共の際一籠平均
同十時半	五五	九三	八二	五七	蠶にて排泄し終る
同十一時半	五三	一〇〇	七六	六六	除ると温度の下降を計る
同十一時半	五二	一〇〇	七三	六五	蠶れんとするもの八頭を認む
同十二時半	五二	一〇〇	七二	六五	一籠の頭數一〇二七頭に對する給桑十二匁

午前零時半	五二	一〇〇	七〇	六九	焚火を行ふ給桑貨同く十二匁
同　五　時	六四	九四	六九	七三	前日殺ひ入れる蠶の遂に死す
同　十　一　時	六七	一〇〇	六九	七三	除沢分離を行ふ一貫五百頭

即ち此の間饗蠶を出せること一千餘頭につき九日午後十時に四頭翌十日午前五時に八頭に過きず同十一時に至り更に又除沙分離し一籠半均五百頭となす第三日に至り全部の蠶皆全く回復し蠕ひ活潑食慾極めて盛なるを見て一同愁眉を開き眞に起死回生の思ひをなせり斯くて後常量の給桑を行ひ遂に上繭二石五斗五升下繭九升六合同功繭二斗五升合計二石八斗九升六合の收獲をなすに至れり但し此の升の取り方は同地方の取引き升と稱し横一粒のり以上に盛りたるものなり

尙ほ同蠶中につき成蹟調査の材料として別に一千頭を取り分け飼育したるに結繭せる蠶兒の頭數は九百六十四頭にして簇中に於て斃死し又は遺失せる數は僅に三十六頭に過ぎざりし尙其結繭の品質に就て夫別すれば左の如くなりとす

名稱	容量	重量	顆數
上繭	三二、七	三三〇、二	九一五
同功繭	二、五	一七、〇	三九
下繭	〇、三	四、〇	一〇

◉臺灣の蠶業に就て

大日本蠶絲會特別會員　尾澤琢郎

臺灣には本邦に屬する以前養蠶をなせし者なく又淸國政府も之を奬勵せし事蹟なし是れ本島に蠶業の適せざる爲めにあらず本島土民の性質粗大にして養蠶の如き細心注意を要する業を好まざるが如き風あると生活の程度低きを以て絹布を用ゆる者極めて少く偶有之るも多くは官人豪富の如き僅少のものに限るを以て斯業の開發を促がすことなかりき且又淸國江蘇、浙江、廣東其他の產地にありては繭絹の價格低廉なるを以て本島に於て斯業を奬勵するも直に利益を收むること難きを以て敢て蠶業の起るを許さゞりし所以なり

臺灣の地たる北方にありては氣候の激變あれども南部各地に到れば溫度高きも朝夕の變化極めて少く而して本島の氣候たる概して之を言へば中溫にして決して養蠶に適せざることなし且天然野生の桑樹到る處に生長するを以て養蠶に適するを證するに足る

總督府茲に見る所あり去る明治十九年より府及び各縣の殖產課をして之が試驗を行ひ奬勵を試み現今に於ては各縣廳等何れも多少の蠶業をなしつゝあり現に去る廿九年總督府に於て廣東種を採りて試みられたるものを見るに普通の成蹟を得たり

廣東にては一年八回の養蠶をなすことは余が嘗て廣東に於て實見せし所にして日數僅か十五日間にして上簇せり其の品質の粗惡なるは免るべからずと雖も此の短時日の間に飼育するものなるを以て飼育者は經濟上利益ありと云へり臺灣の風土氣候たるや廣東地方に酷だ相似たる所あるを以て養蠶を主として生活せんとするものは地方により廣東種を飼育するか若くは他の良種を購入し又他の農事の副業として飼育するものは內地の適當なる種類を撰擇するを良とす

本島は蠶兒の食料たる桑葉は四季青葉を得るを以て何れの時と雖も之を供給するに支障あることなし只新竹縣其他產茶地方にありては三月より四月に到るの間を除き其他は時季の衝突するものあるを以て爲すこと能はざる可し

本島の如きは四季桑葉を得るを以て年內何れの時と雖も養蠶をなし能はざる時なきを以て他の農業と衝突せざる時を以て充分飼育するを得るの便あり先年臺北縣廳にて飼育せる繭を余が製絲場に於て繰絲したるに普通品に劣らざる生絲を得たり且昨年總督府殖產課に於て飼育せしものを送られたるを以て之を

繰絲せしに通常の成蹟を得たり依て之を生絲檢査所に送付し各種の檢査を請求したりしに繭郵送中斃を生じたるを以て多少色澤を損したりと雖も生絲に繰製したるの結果比較的善良の成蹟を得たり以上記述せる所の實蹟に據るも本島に蠶業の適することは確かに之を證するに足る只其の品質に至りては內地の產繭に及ばざるものあるが如し

蠶業の如きは他の事業と異り少しく飼育方法等を會得せしむるには時日を費すを以て收益の期或は數年を待たざるべからざるが如き事情あるが故に之を奬勵せんとせば宜しく國家の力を致さゝるを得ず然り既に臺灣の蠶業は去る廿九年より今日に至るまで各縣の殖產課に或は官吏の嘱入が嗜好的に飼育し又は土人の之を試るものあるに至り玆に蠶業の道稍其端緒につきたれども如何せん本島に一の製絲所の設あらず他に需用者之れなきを以て若し飼育の繭を賣却するも二東三文に賣らざるを得ず遂に經濟上相償はずして中途之を放棄するに至る憂あり果して然らば今や發芽の時期にある本島の蠶業をして開縫するに至らずして枯死せしむるものなりと謂ふべきなり依て政府は是が奬勵の一策として數年の間本島の產繭を相當の價格を以て政府に購入し殺蛹乾燥の如きことは一切當局の手を煩し然る後之れを賣却するときは敢て巨多の金を投ぜずして之れを奬勵開發することを得んか今や本島の蠶業は最も切要の時機に遭遇せるを以て政府も少しく之に資を投じ氷遠に國益民利の伸暢を期せざるべからず

將來野生の桑樹を利用すると同時に唯頭路彷に桑を栽植し併せて新竹縣月眉原野の如き大姑陷の如き又臺中縣埔里社の原野の如き(埔里社原野は五十餘萬坪あり)を開墾して栽桑をなさば莫大の桑園を得べく又本島諸川中最も大なる大甲溪、大肚溪、北斗溪、曾文溪其他の河畔何れの諸流も治水工事を施さざるを以て年々出水の都度河水汎溢するを以て茫々たる南岸の蒼原は更に耕作の地となす能はず此等の地たる治水工事成らざれば桑園と成す能ざるは勿論なれども桑の種類及び栽培の方法により又地形の利用等によりては桑園に資するの地少しとせず殊に嘉義の地方は最も有名なる米の產地なれども元來臺灣の地たる優等の米を得ること難きが故に本島の米を歐洲地方に輸出することは到底能はざるの事ならん故に將來或は米田を桑園に化するの時あるも亦知るべからざるなり

以上記載するが如くなるを以て本業の奬勵據其宜しきを得ば或は將來本島自活の一大財源となるに至るやも知る可からず故に政府は大に玆に意を用ふる所なかるべからざるなり

◉大日本蠶絲會報の前途に望む

大日本蠶絲會技藝委員　金子孫左衛門

這編は本誌第一百號を發刊するに際し金子技藝委員が寄せられたるもの、此時早し彼時遲し原稿は既に編者の手を去りて印刷所に移り又如何ともすべからず、今や六拾十號の耀なきにあらざれども、本誌の爲に寄せ本會の爲に裏すか贊はれたる同氏の誌之を紙面の餘に載るに忍びず、特に玆に揭ぐることゝなせり

凡そ活物は其生命の長からんことを欲せざるはなし貪獸蟲魚も猶自衛の天律に適隨すと云へり人間の靈生日を祝する年始年末の賀を致す果竟すると全く其意に外ならず新紙雜誌は世の大活物なり其健康にして長壽なるに於て社會を益する豈啻一己人の比のみならんや朝んや大日本蠶絲會報が我帝國唯一の富源なる蠶業興振の大任を荷ひ蠶業界を指導する無二の羅針盤たるに於てをや實に同會報は明治二十五年に孤々の聲を擧げし以來號一號に其壁を大にし月を累ね歲を積み耀たる光明其度を高め本月を以て第一百號を發刊するの運に至りぬ其經綸するところ我國家の經濟を利益する余等の贅辭を要せざるなり既往を顧みれば其功績實に偉なり更に將來を想へば我國家の蠶業に於ける我蠶業の會運に於ける余望洋々際涯を見ず果して春海波穩かにして遠帆徹かなるところ白鷺眠るが如きあるか秋濤激するところ山動き海湧くの險あるか其衝に當たるものは大日本蠶絲會報の將來なり我輩當に自己の責任を盡すべし更に大に會報に屬するものなきを得ず今や其一百號を祝すると共に會報の將來益々健康長壽にして蠶業に於ける終極の責を盡されんことを望むものなり

寄書

枝尺蠖驅除の簡易法

群馬縣岩鼻町
大日本蠶絲會員　根岸惣平

桑芽を害する蟲類の一にして足らずと雖も枝尺蠖の如きは其成なるものなり我地方にありては春三四月の交老幼婦女子の業として之が驅除に從事する方言之を尺取り拾ひと稱す此法は數回繰返し行はれは其効を收め難きと養蠶の準備及び農事も漸く繁忙を加ふるの時期に際するを以て人手豊かならぬ家等にありては思ひながらも遂に一回だも行ふ能はずして止むものなきにあらず爲めに貴重なる蠶兒の食料を彼等が蝕害する所となることあるは吾輩の久しく憂たる所なりしなり曾て偶然の事よりして一の簡易にして行ひ易き便法を案出せり元來此の尺蠖たるや其發生は既に前年の秋季にあり然れども繁茂せる枝葉の間に伏在せるが故に容易に人目に觸るゝことなし然らば彼等は如何にして越冬するやと云ふに根刈桑の常として每年秋彼岸過ぎには每株結束を施すを例とするを以て彼害蟲は此の結束中に潜み悠然として嚴寒を凌ぎ陽春の至るを俟ち其害を逞ふするものなるに外ならざるなり依て思ふに此の結束は初冬落葉後に於て行ひ落葉は悉く之を掻き集め燒棄したらんには遂に驅除の目的を達するを得んと思考し一昨年之を實地に施し翌春之を檢するに梢頭尚幾分の尺蠖ありて依然桑芽を食害しつゝあるを認めたり思ふに彼等は桑葉と共に落下するや漸次株根或は土塊等の間隙の避塞に便なる部位に移轉せるものが幸にも落葉と共に掻き去られるゝことを免れたるに依るならんされば昨年は晩秋脱落の以前に悉皆之を扱採りて之を燒棄し今春之を檢せるに春季に於て數回尺蠖を採集せるものに優りたる好成績を得たり而して此成績を確めん爲めに猶ほ今秋も實驗を重ねんと想ふに此法にして全く其好ならんには彼の尺蠖採集の缺點を補ふに足らんか而して右の實驗に因りて尚ほ左の數項を知得せり

一、桑葉扱き採りの法は勞力を要すること較多しと雖も僅に一回の施行にて充分驅除の目的を達するを得るの利あり又操作簡にして老幼婦女子にも行ひ易きは尺蠖採集と變ることなし

二、採集せる桑葉は多少の養分を含有するが故に之を燒き又は堆積して其に肥料となすを得べし

三、此法は一面害蟲驅除の目的を達すると共に一面多少の肥料を得るの見込あるが故に其の實行普及を促進せしめ易し

四、晩秋一二度降霜を蒙りたる時を以て此の法施行に最適期とす之れ桑樹枝葉共に充分に老熟を遂げ葉は自然にも脱落せんとするの際なればなり之より早きに失するも晩きに過ぐるも共に宜からざるなり今や方に好期節同盛の諸君幸に一試の勞に吝なる勿れ

支那蠶飼育の得失を論ず

在岐阜縣中洲蠶種檢査所
大日本蠶絲會員　中村嘉久藏

今や蠶業家漸く支那種蠶繭の長所を說く曰く支那種は光澤美にして解舒最も宜しく纖維細均にして類節亦少しと然り之れ支那種の本邦在來種に比して優位とする點にして普通在來種の遠く及ばざる所なり加之其解舒の宜しきが爲め切斷少くして屑物を多く生ぜざるに於て猶且つ然りとす又蠶兒は概して成育急速即ち飼育期日を短縮するに依り食桑の少き割合に厚層の給繭を爲せり

以上列記せば養蠶家として支那種を飼育せざるものは恰も喰はず嫌ひの誹りを免れざるべし然りと雖も養蠶家に於て之が飼育の未だ遲々として普及せざるは又故なきにあらず即ち短所のあるを以てなり之を換言すれば蠶繭は製絲家に歡迎せらるゝと雖も蠶兒は養蠶家に冷遇せらるゝ所あるが故なり其短所とは何ぞや曰く第一蟲性底弱にして飼育困難なること第二蛆蝨の害を被ふる甚しきこと第三繭を能より搔落せしめ難き其繭綿を除却せんとするに本邦種の如く繭絲器を使用せば交互錯綜綿して容易に除去する能はず是非指頭にて一顆宛之を除却せざるべからざるの煩に堪へざる事此二個の缺點あるを以て一だに該種を飼育せしものは再び之が播立を爲さざるなり而て其飼育者の有樣を觀るに所謂一の好奇的飼育にして未だ播立全部若しくは數拾貫以上の收繭を得しものあるを聞かず僅かに數貫匁以内の收繭に過ぎず其少額の收繭にして斯の如く兒々多數の播立を爲すに於てをや猶再論すべし假令飼育中幸ひに經過能く又絕て蛆害のなき桑葉を給與し以て豐作を得たりとするも繭綿を除去するに際り工賃を增多ならしめ大に不經濟たるを免れざるは言ふを要せざる所なり

前陳の如く支那種は飼育上不利の點あるに因り敢て奬勵す可きものにあらずと斷念せざるべからざるか否た決して然らず益と普及を計るの要あるを覺る凡そ物一長一短あるは數の免れざる所なりと雖も此短の爲めに其長を棄つるは實に忍びざる所にして宜しく之れが缺點を療治するの施術を考究せざるべからず請ふ以下論述する所の衞生法に注意するあらば希くは免かるゝを得ん支那種蠶兒の虚弱なるは要するに彼れが故郷たる清國の常に乾燥せる氣候に於て生活するの習性を先天的に享有せるを本邦に移育せらるゝに當り本邦の空氣濕潤なるに感じ遂に虚弱となり多くは軟化病を發するものなりとす故に之を飼育するには專ら乾燥に意を注ぎ努めて彼れが習性に悖らざらんことを要す則ち蠶室蠶具併て飼育中の空氣を乾燥ならしむるは勿論給桑は必ず露を去り粉糠は炭の如く焦したるを用ひ除沙は通例の二倍以上を爲し猶濕度上昇の憂あるときは蠶箔に石灰を撒布する等常に過乾的飼育法を施し以て彼れが習性を保たしむれば即ち發育を遂ぐることを得べし而して該種は本邦種に比し蟻蛆の害を被ふること甚たしきは是其蠶兒庶病の爲め害生せる蟻蛆をして悉く發育を遂げしむるものにして本邦種の如く強壯なれば其害生の幾分は成長せざることあるべしと雖も支那種は全くこれに反するものあり是れ即ち蛆害の甚だしき所以なりとす余蠶試に天蠶（山繭）の蛆害を檢せしに其蠶繭一顆より完全に成長せる蛆八頭を見出せり是れ天蠶は體の大なるに依り此の如く多數の蛆を養成せしめるものなるべしと雖も亦家蠶に比し蟲性の虚弱なる與て力あるは疑を要せざる所なりとす

支那種も亦此傾きあるを以て前述の方法を採り蠶性をして強性ならしむれば即ち蛆害を自然減少することを得ん然して又普通繭絲器を使用して繭絲を除くは困難とする所あるを以て該器の構造を改良せざるべからず曾て新潟縣中頸城郡塚田氏の發明に係る特許繭絲器を使用せば即ち一顆宛指頭を以て除去せざるべからざるの煩を避くることを得ん以上は聊か余蠶の愚見を陳述せしものに過ぎざれば敢て大方の是正を希ふのみ

◎絲價下落救濟策

宮城縣栗原郡一迫村
大日本蠶絲會員　田邊眞治

昨年は生絲市場好況を極め器械上等千五百圓と稱す是れ我國開港以來未曾有の珍價にして而して昨年は産額不年より多く價格は漸次昇騰の勢を保てるを以て製絲家生絲商は寸毫も損失したることなく素早く其産繭を賣却したる者の外は一般蠶絲業者の實に忘るゝ能はざるの憂年にして國家も之が爲に一億有餘萬圓の金貨を吸收したるなり翻て本年の絲況を見る多數製絲家は千圓内外を豫想したりしなるべし故に春繭最初の賣買は一石五十圓位なりしなり然るに下落又下落殆んど底止する所を知らず横濱市場七百圓を上下するに至る實に昨年の半額にすら滿たず加ふるに本年は種々の原因より桑葉の暴騰は全國一般なりしを以て養蠶家の多數は言ふに忍びざるの難局に立てるものあり之を昨年に比較するに全然正反對にして賣桑者若くは素早く其産繭を賣却したる者の外は一般蠶絲業者の實に忘るゝ能はざるの因年なりとす

予輩熟ら此間の消息を聞て轉た感慨に堪へず敢て大方有力者の猛省を乞はんと欲するものあり抑も我國の蠶絲業者は過去四十年間に於て其營業の狀態果して如何なりしや唯に一盛一衰のみならず或年は稻田を開墾して桑樹を植ふる者あれば或年は桑を拔て麥粟を播くものあり一方に繭を貫ふて大利を博する者あれば一方に生絲を賣りて巨萬の産を破るものあり製絲は投機業にして蠶は運の蟲なりと云ふ誰か信ぜざるものあらんや本年絲況の如きも亦昨日の潮は今日の灘となりたるものに非ざるなきか夫れ如此は養蠶製絲の術如何に進歩改良するも兒蠶に等しきのみ何ぞなれば昨年の如き絲況活潑の時は如何なる粗惡絲と雖も市場に停滯するを許さず本年の如く絲況不昧の時は如何なる精良絲と雖も冷遇を免れざればなり

我國蠶絲業の狀態此くの如くにして而して雌雄を世界の競爭場理に爭はんとす予輩其必勝を豫期するを得ざるを知るなり何となれば我國從來の蠶絲業は未だ世界の競爭場理に立てるものに非ずして單に米佛二國を顧客としたる蠶絲業なればなり故に一朝此二國にして或事情の生ずるあらんか我國の蠶絲業に影響する者は須らく猛省一番從來の面目を一新するに努力せずんばあるべからざるなり一新とは何ぞや即ち單に米佛二國を顧客とするに止ずして世界各國を顧客とするの方策を立つることを是れなり予に一策あり乞ふ之を陳ぶべし

本年の如き絲況不昧の時を利用して輸出向絹織業を興すこと是れなり本年の如く下落の極に達したる生

絲を買占め歐米より機械と職工とを購ひ來り絹業を興すと假定せよ其織物製出の日は是れ絲況恢復の日なるは勿論一方に於て絲價の暴落を喰止め他方に於て世人が豊望する所の工業物興すべきなり此際を實行するに本年は特に適當なりと信ずる理由は本年歐洲大陸及び米國は農作因歉にして一般不景氣なりと聞く然らば職工及び機械の如きも案外廉價に求むるを得べく而して本邦作は近年稀なる豐作にして四五百萬石位は穀價騰貴の歐洲に輸出するべし！則ち茲に四五千萬圓の資本あり内地一般の物價は下落の趨勢なるべければ起業家は實に順風に帆を上ぐるものと云ふべきなり夫れ商業は武裝を脱する戰爭なり苟も戰爭なりとすれば豊多少の權略なくして可ならんや時に虛勢を張ることあり時に實勢を示すことあり蠶絲の如きは我國商品の首位を占むるもの之を賣買する に於て多少の權略なかるべけんや今日の如く苟も米佛二國の需用衰へたるとき唯手を束ねて爲す所を知らざるが如くにては何を以て商戰場裡に勝を占むべけんや若し我國に希くは伊太利程の機業にても起ると假定せよ即ち之に據りて以て虛勢を示し決して投賣せざるを斷言せしむるを得ば强情の外人も腰を折るは必然なり唯手を束ねて爲す處なきを見扨かるゝが爲に本年の如きは佛國の需用減少したるを見込み米國絹業協會は勞頭第一に日本生絲の缺點を經言し先づ米國機業者が日本生絲に對する態度を知らしめ毫も顧みざる如く裝ひ十二分に當業者を困難の域に立たしめ以て此機に乘じ廻買せんと工みたるものあるに似たり蓋し此の如き策を拒くの術他なし差當り我國に一大製絹會社を興すこと是なり製絹業を興すの利は一面に於て絲價の暴落を防ぎ一面に於ては製絲法の改良を促進すること之ありと察せらるゝなり

昨年農商務省の蠶絲業諮問會に製絲改良と我國に製絹試驗所を設くるの必用を說く人ありしを聞く是れ亦妙案なれども寧ろ米佛と競爭する程の製絹業を興し以て直接に我國製絲家を刺激せば一舉兩得と云ふべきなり人或は羽二重の如き半製品すら米佛兩國は關稅を重科するものなるに完製品を製造して販路を何くに求むるを難ずるものあらん是れ憂ふに足らざるなり元來佛國の織物の如きは重に英國に輸出せられ世界の富力增進して連れて絹物の販路擴張せらるゝは自然の勢なれば英國可なり印度可なり南米濠洲亦皆可ならざるなし即ち米佛には生絲を賣り其他の各國には織物を賣るべきなり是れ予輩の所謂單に米佛二國を相手とするの陋を止めて世界各國を相手とせよと云ふ所以なり

終りに臨んで一言止むべからざるものあり若も世人の想像する如く露佛獨の三國同盟して支那分割に着手すると假定せよ露は滿州直隸蒙古を目指すなるべく佛は交趾に接續する兩廣及び中原の地は清國蠶業の隆盛なる地方なれば獨佛人材料を是に資りて以て絹絲業を興すは瞭々然たるなり現在に於てすら佛國は世界第一の絹業國にして獨逸も亦歐洲四大絹業國の一に列すると聞く是れ我國に取りては宜に由々しき大事なれば我國は非分割の方針を執るべきなり若し萬々止むを得ざれば我も亦佛獨以上の要求をなさゝるべからず當局者宜しく留意する所なかるべからず嘗て英國人は日露の朝鮮に對する關係を論じて朝鮮は養蠶國なれば日本は國を賭しても露國と爭はんと言ひたりき今朝鮮に十倍する養蠶地眼前の問題となる是れ我國の死活問題ならずや

●繭巢撰別の方法

東京府北多摩郡狛江村
大日本蠶絲會員　石井正義

凡そ農作物の種類に於ける其質美にして收獲の多きものはあらず其收獲多きものは必ずや其質劣る果して然らば一得一失は數の免れざるものか蠶繭も亦甚之に類するものあり美大の繭を結ぶものは蟲性柔弱にして疾病に罹り易く醜小の繭を營むものは活潑にして多數の成繭をなす然るに近來養蠶社會は一般大巢類を嗜好し唯蠶繭の偉大にして外觀の優美を愛する傾向あり是等は蓋し世の變遷の然らしむる所か回顧すれば明治初年頃には小巢類流行せしも同十二年後七八年間大巢時代となり廿一年より小巢に一變し又大巢に傾きし所以のものは取直もさず繰絲上の便利、收獲の多寡如何に起因するものゝ如し抑大巢の繭は育蠶の困難、絲質の粗硬、經濟上不利益なる點少からず尤も一顆を以て積算すれば收獲も多く絲量も豊なれども全般の平均上より打算するときは小巢を以てするも强ち收獲の減少せざる而已ならず却て絲量は饒多なるものなり然るに往々形狀を尊ぶの風自然に美大の繭に走らしめ大巢を好むの風習を馴致し其極や遂に失敗を來すに至る茲に於て乎長夜の夢覺て今更の如く周章狼狽を蠶種家に被らしむ酷も亦甚しからずや夫れ養蠶は經濟を基礎とし最後の目的たる可成的多額の利益を收むるに外ならず然らば即ち外觀を撰擇するを廢し專ら實益の方向に歩を進め飼育の難易、絲質の良否を鑑み大巢に依らず小巢に

走らず其中庸を撰扱飼育するを以て得策なりとす今聊か茲に感ずる所あり同感の士に訴ふ

●蠶業日誌の必要なるに就て

新潟縣西頸城郡能生町
大日本蠶絲會員　山崎瀧三郎

蠶業家にして蠶業日誌の必要なるは今更ら喋々を要せざる所なり何となれば商業家としては毎夜必ず諸帳簿の整理、金錢の出納、書狀の往復等を調査して之を記入し以て他日の參案と商賓の多少を詳にせざるもの無きが如く養蠶家としては氣象の觀測、給桑の量目、人夫の使用、收繭の衡量、收支の計算等を記さざるものなかるべからざればなり然れども是れ理論にして多數養蠶家の中には規律ある學校傳習所の下に養成されし人の外には之を實行する所の者稀なり又此種の人にして自分天狗を以て之を行はざる人あらん又一二年之を爲せば範を貽し師を垂るべしと思ひて之を廢する人あらん之を爲す粗漏にして緻密ならざる人あらん是等は之れ皆自修の道を知らざるの人到底業の精しきに達すべからず

規矩なる蠶業學校の卒業生にして失敗し無學の養蠶家にして結果を能くするは前者は之を習ひしのみ後者は之に慣れたるなり古人の習ふより慣れろとはそれ之れを言ふか然れども人學ばざれば道明ならず今の人能く學んで道を明にす慣るれば以て古人を凌ぐを得べし然れども其慣るゝに無意無心なれば之を發明するを得ず之を記憶するを得ず之を發明し之を記憶せざれば慣れざると何ぞ擇ばん茲に於てか蠶桑日誌の必要あり以て桑樹の栽培より蠶種の保護より蠶兒の飼育より殺蛹貯繭消毒に至るまで之を綿密に記入して以て毎年新たなる自修を爲せば其術毎年精しきに進み遂には大に日誌の恩惠に感ずるに至るべし而して之を記入するに觀景紀行を作るが如く之を修飾しては其利も少し即ち吾が業務を行ふの際種々の疑問を生じ此を取らんか彼に從はんかと思慮を盡せし上先づ其信ずる法を取り假令失敗するも決して之を修飾記入をなし其失を掩はんとするが如きは避けざるべからざるなり

多忙を事故として他日記入するが如きは修正を爲し遺漏を來たす基なれば每夜就眠前に記入すべし飼育日誌のみに止めず一年間氣候の概略より桑樹の培養より蠶種の保護より飼育より收繭、貯繭、消毒、收支等に至るまで眞實にして且つ綿密に記入すべし

參考の欄をも設けて疑問の處置、偶感の發明、工夫の材料、勞働人夫の使用、必要品の時價をも記すを要す果して然らば他日之を繙くに當り技術の熟否經濟の得失之を對照するを得て好範を此裡に採り眞師を此裏に求むるを得べし

●統計

●九月中生絲類及絹物類輸出入前年對照表（大日本外國貿易月表に據る）

	種目	三十三年九月分 數量	三十三年九月分 價額	三十二年同上 數量	三十二年同上 價額	三十三年一月以降累計 數量	三十三年一月以降累計 價額	三十二年同上 數量	三十二年同上 價額
輸出	生絲	三六一、三〇七斤	二、九六六、四四〇・八九円	七六二、三五四斤	八、四七五、〇八七・九五円	二、八六二、八二九斤	二九、八六八、四五五・七四円	四、〇五〇、六〇四斤	四二、二四五、四六五・一六円
	熨斗絲	六五、三五五	七二、三〇〇・〇〇	一三三、五三〇	二〇九、一〇一・七六	四〇四、四九二	三五八、四八一・四〇	七六〇、四九八	七三五、二二四・四〇
	屑絲	一〇〇、四二四	一六二、一七七・七七	二〇六、〇一五	二四七、五九三・一四	一、五五二、四五五	一、八三三、六〇八・一二	一、七六七、三〇六	一、三〇六、二二六・九九
	空繭	—	—	—	—	—	—	一〇、一五五	七、九〇〇・〇〇
	眞綿	—	—	八八	二六七・〇五	—	—	一六六	四九七・二五
	屑綿	—	—	—	—	—	—	一五、三三三	一五、〇九二・三四
	縮緬	二四段	三五九・八〇	六六段	五六一・九〇	七九六段	一五、八五五・九五	一、〇三八段	一五、七五七・七五
	羽二重	八四、四四四	一、六六七、二二八・六六	六九、一一九	一、五七四、三三三・二九	六六六、五〇五	二二、四四〇、九五八・五五	五七二、一五〇	二〇、二〇五、三〇六・二九
	甲斐絹	一、九九七	四〇、七三七・〇六	七、八四六	一三〇、五五三・四三	三七、六五七	六二一、八五五・七五	五八、九二六	八六五、七五八・五〇
	他の諸絹布	一、二三六	九、六八七・七〇	五、七〇一	一四、三二八・四五	一八、〇九七	一八六、五五七・八九	一五、六七四	九五、三六二・〇二
	絹製手巾	一四、一〇五打	五三、五四〇・六六	一三三、五九五打	四二八、〇六五・四七	八四七、六一五打	三、二六五、一七四・八九	七六三、〇五六打	二、六二〇、〇二八・六五
	刺繍絹布	—	六、三五五・〇〇	—	三、八七四・三〇	—	四四六、八〇五・八二	—	二五、九五八・九七
	他の諸絹製品	—	三一、四九七・五五	—	八六、九一五・九八	—	五九五、三二九・三六	—	四三五、八九七・七五
	計	—	五、三六八、一五九・〇七	—	一〇、九七〇、六六八・五九	—	四七、五四一、〇六五・三九	—	五七、四三六、二一五・八七

	斤	円	斤	円	斤	円	斤	円
輸入								
繭	二八、六四六	六三、一三五・〇四	一〇一、六〇〇	九三、六五九・八〇	四〇八、五〇八	四三七、六〇五・一九	一、三一六、三五五	三三九、八四〇・八三
生絲	一〇三	六五四・四五	一、五五一	七、四七一・六六	三五、九七五	二五、七〇九・〇八	七、七〇〇	三六、七九九・一七
柞蠶絲	九、一四六	三〇、三六四・九八	八、七七七	二、五〇〇・四九	一〇三、六七九	二三七、〇八五・〇〇	四七、四六二	一〇九、六九一・四一
絹機絲	四一〇	一、四四三・〇六	—	—	五四、五五五	九四、一五〇・九六	二、六八一	二、三五〇・六八
縮緬	方碼 一九三	二四一・〇五	方碼 九九	一、一四〇・六七	方碼 一二、八九四	三五、八二三・三四	方碼 四、七八四	六、一三四・八〇
絹紬	三、一四一	四、五九八・八六	六四、〇一六	三、九六九・七五	三四〇、九四〇	九八、五七三・八二	三七一、四九五	一二、四六二・三三
繻子	五、八八五	九、五五四・五四	二、九五五	四、四四五・八六	三八、一五五	六二、七三九・〇一	三四、八五三	三六、〇八四・八三
絹綿繻子	四、三六五	五、七二一・〇〇	八、七四〇	五、九八六・五三	九七、七四八	一〇二、〇五三・四四	三三、五八七	二九、六四四・九二
絹綿天鵞絨	六九、六〇八	一〇〇、八五〇・五六	三八、七五六	八〇、七六〇・四七	三九〇、一〇五	八二四、八九八・九九	三三四、九四五	四三二、六二三・八三
他の諸絹布	三、九八四	五、八五九・八六	五、〇五八	四、六七〇・八九	七、七六六	七〇、五五五・三一	三四、七〇四	三二、八七五・八六
其他諸絹製品	—	八五・〇〇	—	四〇〇・一三	—	一、六四四・三六	—	一、二三五・七三
計	—	二二一、四四八・五六	—	二四〇、九八四・二六	—	一、九五八、七三五・四〇	—	一、一二六、七六二・九九

（參照）自本年一月至九月輸出入品價額連月比較表

月次	輸出	輸入	合計	輸出に比し輸入は 増	輸出に比し輸入は 減
	円	円	円	円	円
一月	一五、一二六、九七六・六四	二二、二六九、七八九・二二	三七、三九六、七六五・八六	七、一四二、八一二・五八	—
二月	一四、五四四、〇〇一・六七	二五、〇一七、五三〇・二九	三九、五六一、五三一・九六	一〇、四七三、五二八・六二	—
三月	一六、六六六、〇三三・八三	三一、六四五、八八六・四〇	四八、三四一、八九九・五三	一四、九四九、八五五・八七	—
四月	一三、五二九、九四九・一四	三三、八二四、五五五・五九	四六、三五四、五〇四・七三	一九、二九四、六〇六・四五	—
五月	二〇、〇一三、九五九・四七	三〇、一二五、一一五・二七	五〇、一三九、〇七四・七四	一〇、一一一、一五五・八〇	—
六月	一五、一六五、一五八・一六	二一、五四三、九〇〇・一三	三六、七〇八、〇五八・二九	六、三七九、七四一・九六	—
七月	一五、七三三、三五〇・七五	二二、二六二、〇五八・九六	三八、〇一三、四〇九・六五	六、五四八、七〇八・二五	—
八月	一五、七六六、〇五一・〇〇	二一、九五四、〇五一・七四	三七、七二〇、一〇二・七四	六、一八八、〇〇〇・七四	—
九月	一五、四〇一、一〇九・六六	四〇、九四〇、二三六・六八	五六、三四一、三四六・三四	二五、五三九、一二七・〇二	—
通計	一四三、〇六二、五四九・五五	二二六、六二一、〇〇三・三六	三七〇、六九五、五五一・八六	八六、五五八、四五二・六七	—

（備考）昨三十二年九月中は輸出二千百四萬二百六十八圓六錢、輸入二千百五十二萬六千二百九十四圓十六錢にして輸入超過四十八萬六千二十六圓十錢なり

◉問答

●桑の種類と萎縮病との關係に就き質問

廣島縣双三郡頁坂村 大日本蠶絲會員　早川千助

桑の種類に由りて萎縮病に罹り易きものと罹り難きものとあるや或は全く該病に罹らざる種類あらざるなきか詳細に御敎示を請ふ

答　大日本蠶絲會技師委員 農學士　鈴木梅太郎

桑の種類によりて萎縮病に罹り易きと難きとあり即十文字（又は四日市とも云ふ）と稱する種類は最も罹り難く細江、高助、市平、赤木等の種類は多く犯され易し全く罹らざるものは未だ發見せられず如何なる種類も盛んに肥培して伐採すれば大抵は之れに犯さるゝに至る之れに反して瘠地に生長せるものは罹り難しとす

本會々報第九拾五號論說欄内に鈴木農學士の桑樹萎縮病に關する詳細なる研究あり就て熟覽するを要す

●桑虱の件に就き質問

兵庫縣出石郡資母村 大日本蠶絲會員　渡邊庄太郎

桑虱の附着せる桑葉は蠶兒に如何なる害を及ぼすや且つ該蟲の種類幷に其變化を問ふ

答　大日本蠶絲會技師委員 農學士 理學士　堀正太郎

桑虱には腹部二本の白き毛束ありて粘質を帶ぶ其外體は白毛の綿毛の如きものを以て被はる此白毛の附着せる桑葉は蠶兒之を嫌忌して食せず然れども蠶體に有毒なることを聞かず此害蟲は陰濕の桑園に發生するものにして五月頃より桑葉の附着して其液汁を吸收するが爲に桑葉は卷縮するなり之か種類、發生、經過等は未だ審ならず

●蠶卵變色の件に就き質問

埼玉縣北埼玉郡原道村 大日本蠶絲會員　杉田彌三郎

昨年春蠶種銀白二千蛾を框製に製造せるに十蛾純白色の卵を產附せり依て本年春期一蛾を飼育せしに蠶見一、二、三齡までは鳶色四齡後は橙色に變し發育緩慢十時間遲れて上簇し頁繭を得たり形狀は差なく緻密なり試驗の爲め發蛾を待つ二十日目にして發蛾し產附の蠶卵更に黑色に變せり是れ如何なる原因なりや御明示を乞ふ

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　石渡繁胤

蠶卵の變色せざるは卵の漿液膜に紫色の色素を生ずるの有無に關係するものにして偶然此色素を生ぜざりしものありしに據るなるべしと雖も尙其卵より發生せる蠶見は其祖先の性質を失はざるを以て產附せし卵粒は變色せるものならん又純白色の卵を生むこと數代續きたる後に於ても尙其祖先の性質を失はずして時々紫色に變ずるものを出すことあり

◉蠶體生理に就き質問　新潟縣南魚沼郡大沼村　大日本蠶絲會員　久保田德一郎

(一)予が鄕里に古來より春蠶は烟で飼へ夏蠶は風で飼へと云ふ俗言あり就ては熏烟は蠶體生理上如何なる利害得失を及ぼすものか又風は如何

(二)乾濕其度を過ぐれは何故蠶見に害ありや

答　大日本蠶絲會技藝委員　芝山直清

(一)熏烟及風の甚しきときは蠶の呼吸作用を妨げらるゝの害あり古來春蠶は烟で飼へ夏蠶は風で飼へとの言は想ふに春蠶は時候尙冷氣なれば火氣を用ひ夏蠶は暑氣甚しければ空氣の流通を主として飼へとの意ならん

(二)乾濕其度を過ぐれば或は蒸發作用を急激ならしめ或は之に反し緩慢ならしめ之に從て蠶の衛生に不利なる諸種の現象を誘起するを以てなり

◉春蠶飼育に就き質問　千葉縣匝瑳郡椿海村　大日本蠶絲會員　鈴木良太郎

(一)飼育中溫度高ければ細菌類の繁殖甚しく又溫度低くして飼育日數長きは蛆害多きを免れざるとの說あり幾日の豫定にて何度を以て飼育するか最も蠶體に安全にして兩害を免るゝ事を得べきや

(二)一齡より五齡迄に於ける適當なる溫度の加減幷に差違

(三)眠起、眠中の注意幷に濕氣の關係

(四)上簇に關する注意

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　本多岩次郎

(一)華氏七十度前後の溫度にして飼育日數三十四五日を以て安全となす

(二)一齡より五齡に至るまで溫度の加減等は固より其場合に臨まざれば充分の解明を與ふること能はざれども大凡前項の標準に從ひ飼育し濕氣の多きときは少しく溫度を昇せても排濕の手段を行ふべし尙又蠶見就眠中は少しく溫度を低下せしむるを要す又三齡以後にありては往々天候の高溫を呈することあり此場合にありては淸冷の空氣を流通せしむることを務むべし

(三)眠中は成るべく靜肅にして直接の空氣の流通を防き餘り乾燥に失せざる樣注意すべし起蠶に際し飼食せしむるは肝要なる事項にして此期を誤るときは蠶見は爲めに不齊を來すこと尠からず故に蠶見の起き揃ひたる時に於て飼食せしむるを要す

(四)上簇中は濕氣を避け簇中に餘り多數の蠶見を入るべからず蠶見も未熟、過熟を避けて適熟のものゝみを上簇せしむべし溫度は八十度前後を以て適當とす

以上數項の質問は其範圍甚廣きが故に到底充分の解釋を與ふること能はざれば充分に之れか解明を得んと欲せば宜しく養蠶教師等に就き又は蠶業書籍等に就きて研究するを要す

◉蠶種再出の件に就き質問　高知縣安芸郡安田村　大日本蠶絲會員　內川壹水

本年春蠶種製造後二化蠶發生と同じく產卵後十二、三日目にして其製造高の殆んど五分は再出となる又二化蠶に於ては其發生季に發生をなさず春蠶に變種せるもの些少にあらず

是に關し粗硬にして養分少なき桑葉を以て飼育し又は飼育中及び製種中空氣乾燥に過ぎ或は發育最も速にして上簇、發蛾等の先進の蠶見に於て製種せば再出多しと解く者あり然れども余本年製種せる種繭を撰擇するに上簇の中位を以て悉皆產卵せしめたるに拘らず揚下後各齡共に比較的軟桑葉を以て飼育したるに右の如く再出せるは如何なる所以なるか高敎を願ふ

答　大日本蠶絲會技藝委員　松永伍作

春蠶種の再出は養蠶中の氣候高溫にして濕氣少く蠶

見の發育迅速なる年の成繭を以て製種せしもの若くは粗硬なる桑葉を以て飼育し肥滿せざる蠶見の成繭を以て製種せしものは概して再出多きものなり然れども製種高の五分も再出するが如きは其原種に幾分の二化蠶性を帶びたるものなりしならんか且つ二化蠶にして一化蠶に變種せしもの少なからずと云ふを以て考ふるに前年の製種即ち原種が一化二化蠶の混合せるものありやなきかを疑ふ何となれば春蠶にして再出多き年柄なれば二化性は無論全部發生せざるべからざる理由あればなり

◉蠶室の構造に就き質問

鹿兒島縣給黎郡西出村　大日本蠶絲會員　池田猪之助

(一)蠶種十枚を飼育するに適する蠶室二階造模範的構造法を圖解にて説明を乞ふ

(二)二三枚を飼育する蔟園蠶室の構造法如何

答　大日本蠶絲會技藝委員　吉池慶正

(一)普通製蠶種十枚を飼育するに供せんには間口二間四尺奥行二間三尺のもの二室連續せしめ二階造りとし都合四室を建設せば適當ならん其構造法は第圖に示すが如く各室同一にして唯二階室は火爐の代用として火鉢若くは暖爐を使用するの差あるのみ

(說明)　東西北三方は周らすに三尺の廊下を以てし南方は四尺とす是れ兩側より侵入する溫熱及大氣の盛衰を平均ならしめんがためなり各室床板より天井迄の距離は八尺とし屋上には各室中央に一個づゝ都合二個の排氣窓間口五尺奥行四尺のものを設く外圍は東西土壁にして南北兩面雨戸を用ゆ室内には二個の火爐を置き蠶架は東西對面に四尺籠を使用す以上を概括するときは間口六間二尺奥行三間四尺柱尺二丈なりとす

(二)蟻量拾匁を飼育すべき蔟園蠶室の構造法設計左の如し

一、間口　二間四尺
一、奥行　三間(室内二間半　廊下三尺)
一、柱丈　一丈二尺
一、排氣窓　三尺
一、出入口　室の中央南方一間(地際より三尺障子二本用ゆ)
一、窓　室の中央北方八尺高さ三尺(地際より三尺上)
一、火爐　室の中央一箇所巾三尺長四尺
一、外圍　悉皆壁にて圍ひ内部にありて廊下と蠶室との境界は莚を用ふ
一、蠶架　東西對面にて長四尺籠を用ふるに供す
一、室の高　八尺
一、天井より桁までの距離　四尺とす天井は竹簀を用ひ其上に莚を敷く裝置とす

概略斯くの如し尚略圖と相對照せば判明せん殊に蔟園室にて育蠶するに於ては濕氣の過剩を防ぐに意を用ひざるべからず即ち地磐は平地より一層高くし砂利を置き尚ほ粗糠五六寸計撒布し後厚莚を敷くべし

◉空頭蠶の件に就き質問

埼玉縣大里郡佐谷田村　大日本蠶絲會員　瀧山其三郎

空頭蠶は頭部に接する二三の關節を日光に透視するときは淡黃色及び黃綠色を帶びたる透明の觀あるを以て此稱ありと雖ども凡そ蠶見の多くは其齡の如何に關せず食桑後十分乃至二十分間經過の後には頭部に接する二三の關節透明の觀あり又之に給桑すれば忽ち不透明となり已に就眠前に至れば全く空明とな

り食桑するも更に不透明となることなきが如し故に頭部に接する二三の關節透明なるを以て直ちに空頭蠶と認むること能はざるが如し果して然らば斯の如き場合には如何なる徵候を以て眞の空頭蠶なるや否やを鑑別すべきや且つ其食桑前頭部に接する二三の關節透明の觀あるも食桑後直ちに不透明となるものは空頭蠶にあらずと見做して然るべきや

答　大日本蠶絲會技藝委員　農學士　廣瀨次郎

蠶兒病に罹りて體の前部透明の觀を呈するときは多少膨大し給桑するも貪慾なく就眠前に透明なるものは健蠶なれば普時の後に眠るも病蠶ならば不安の狀あり就眠せずして不活潑に且つ概ね軟糞を滯らすべし是れ空頭蠶と健蠶とを鑑別すべき徵候にして透明の蠶兒にして給桑後直に不透明となるものは空頭蠶にあらざるは問者の言の如し

外報

●上海蠶絲商況

（在上海帝國領事館九月廿六日附公報）

最近倫敦來電に據れば歐洲に於ける市況依然として振はず倫敦市場にては取引皆無なる旨を報じ一方には當市の人心全く不安の境を脱却すること能はずして賣金の融通意の如くならず加ふるに昨年好景氣の後を受けたる內地製絲家は多少本年に於て其製產額を增加したる結果絲價は益々下落し本週に於て金麒麟牌は最低三百九十五兩にて手合を見るに至れり而も昨今の市場は買手更に顯れず荷揚の湊なれば今後尙ほ多少の下落を免れざるべきか

本週中金麒麟百捆程前記相場にて手合出來而して其他の七里絲及唐絲絲の手合高二百捆あり之を本週の取引高とす

黃絲は本週に於て著しき取引なく綿州物の在荷高甚だ多し

山東繭綢は過去二週間に於て凡そ七千箇の取引あり殊に白繭綢の需要多き由なれば多少太絲物の相場に影響を及すならんと云ふ繭綢最近取引相場は幅二十一吋乃至二十二吋、長さ七十碼、重量五十三乃至五十四「オンス」物一箇に附き十五兩六匁、幅二十一吋乃至二十二吋、長さ七十碼、重量四十二乃至四十三「オンス」物一箇に附き十三兩一匁なり

稅關報告に據れば九月十三日より同二十一日まで內地よりの著荷高は白絲八百六十九捆、黃絲千十二捆

及各汽船會社の告白に據れば九月二十九日以降當港より馬耳塞への蠶絲每本の運賃を五兩八匁、里昂への運賃を七兩一匁に改めたり（生絲取引相場署す）本會報第九拾八號本欄參照

●佛國私立蠶絲水分檢查所設立禁止法

（在里昂帝國領事館十月八日附公報）

今回佛國政府は議會の協贊を經て私立蠶絲水分檢查所の設立を禁ずる法律を發布せり其法文に曰く商業會議所管轄域內に既に國令を以て認可せられたる公立蠶絲水分檢查所の設備あるときは該區域內に於ては公衆の用便に供するの目的を以て私立蠶絲檢查所を新設することを禁ず

前記公立檢查所に於ける水分檢查の方法は政府の監査に付すべきものとす

檢查料の定率は商務卿の認可を得るにあらざれば徵收し得べからざるものとす

右法律發布の基因を繹ぬるに里昂商業會議所と平素經濟主義を異にし反對の地位に立てる當市當業者の一派は是より先四、五年前に於て同會議所所管公立蠶絲檢查所に於ける水分檢查料の定率を減せんことを請求したるも滿足なるを得ざる所より終に一の私立蠶絲水分檢查所を新設せんとして大に運動計畫する所ありしが同會議所は其管轄區域內に於ける水分檢查の事業は法律に依りて同會議所が年來專用する所の特權に屬するものなりと主張し反對派は私立檢查所を設立するの權利ありと抗辯し終に再雙方の間に軋轢を生ぜり一時本件は當市場に囂然たる爭議にして雙方より政府に具陳するの所ありしが即ち今回發布の法律は里昂商業會議所の既得權を認め立法的に此爭議を解釋したるものと謂ふべし而して右法律の精神は專ら水分檢查を統一し以て蠶絲取引上の圓滑及便益を圖ると同時に年來里昂地方の公益事業の費用に供しつゝある里昂公立蠶絲檢查所の檢查料收入額をして永く將來に保持せしめんとするに在るが如し

右法律は本邦に直接の關係を有せずと雖も其精神の存する所は讀者の參考に資すべきものと信ず

●佛國收繭高

（在里昂帝國領事館十月八日附公報）

收繭高に關しては當國農務省の公報未だ發表せられざるを以て正確詳細の統計を得るに由なしと雖も今茲に當里昂蠶絲商組合の調査に係る概算を示せば左の如し

絲名	一九九九年收繭高	一九〇〇年收繭高	增加百分率
ガール	一、八一一、三六六、三三七 基	一、六三三、〇〇六、〇六一 基	二・九六
アルデーシュ	一、三三〇、一七五、三九三	一、三九九、九五、三六五	三・三八〇
ドローム	一、二八五、五七五、四四四	一、二七九、〇一八、〇一九	〇・八四三
ヴォーグリューズ	八七六、一三五	九一八、〇一九	三・一三四
ローール	三、三五一、〇三三	三、三五一、〇三三	三・二六六

イビール	七六	一三二,九四三	一九五,一一〇	二,七五七
アーシュデュローンス	五七	一九五,一三〇	一九六,八四一	三,五一一
エロー	三三	八二,七二三	九二,一一八	一,一五五
計	七二一	四,三〇六,四〇〇	五,七七二,七一四	三,四〇五

（備考）表中の數量は昨年及本年共主要養蠶地に於ける收獲高を擧くるものにして佛全國の總收獲高を示すものにあらず前揭三割四分の增率を當國昨年の收穫高六百九十九萬三千三百三十九基に適用し計算するときは本年は凡そ九百三十八萬基に達するを見るへし

◉上海に於ける製絲場

本年九月現在淸國上海に於ける製絲場の數及其釜數は二十箇所六千八百八十四釜にして其內譯左の如し

恰和	四一六	綸華	八〇〇
瑞綸	四八〇	興昌	五三〇
乾康	三二〇	祥記	四六四
錦華	二〇〇	雲翔	二〇八
雲和	一六〇	乾成	二〇〇
綸雲	一六〇	永泰	三二〇
瑋成	二二〇	經綸	二八〇
緒成	三二〇	恒記	二四〇
ケーチヨン	五四六	イーチユン	二二〇
ユエンクイ	二四〇	チユーキヤン	五六〇

右の外同地附近に於て六箇所一千二百九十六釜の製絲場ありと云ふ即ち合計廿六箇所八千百八十釜なり而して是等製絲場に在りては本年六月より明年五月迄には約八千俵の生絲を製出し得る豫定なりと云へり

◉雜報

◉第六回品評會顚末

大日本蠶絲會第六回蠶種、繭、生絲品評會は豫期の如く本月六日より八日まで三日間東京市赤坂溜池町大日本農會々堂に於て開設し公衆の觀覽に供したり其出品點數は蠶種二百五十四點、繭二百八十二點、生絲三十五點にして合計五百七十一點外に參考品八點ありたり而して審査は本月四日より着手せるが審査委員の勵精能く七日に至り全く之を結了するの運に趣き八日褒賞授與式を擧行するを得るに至れり今玆に審査委員の姓名を列記すれば左の如し

▲審査委員

審査委員長		技藝委員	松永伍作
審査委員	蠶種	同	土屋泰
同	同	同	下田伊左衛門
同	同	同	藤本善右衛門
同	同	同	角田喜右作
同	同	特別會員	松尾重信
同	繭	技藝委員	八田達也
同	同	同	林彈作

同	同	技藝委員	町田穰
同	同	特別會員	高山武十郎
同	同	同	横田長太郎
同	生絲	技藝委員	町田穰
同	同	同	高橋元助
同	同	特別會員	稻生文作
同	同	通常會員	森田退藏
同	同	同	加藤武八

▲褒賞贈與式

朝來好晴旭日の大旆は翩飜として門頭に高く光景靄掬すへきものあり時鐘九點を報ずるの頃藤田農商務總務長官、改野農商務官房長等來會せられ親しく列品參觀の上藤田、織田兩氏は緊急の公務の爲め止を得ず歸廳せられたり此時參會者陸續として來集し滿堂人を以て埋むるに至れり午前十時振鈴一聲贈與式は擧行せられ岡幹事長開會の旨を告げ尋て松永審査委員長蕭然として審査の成績を申請し褒賞の贈與あらんことを要求せり玆に於て岡幹事長は一々賞狀及び賞品を授與し終に左の式辭を朗讀したり

式辭

玆に審査長の報告を領し第六回蠶種、繭、生絲品評會贈與式を擧行す本會の出品は之を前回に比較すれば其出品點數に於ては敢て增加せざるも其品質の優等なる技術の發達せる遙に格段なる進步を見るに至れり蓋し第一回以來の成績を按ずるに年に豐凶のあるあり時に事情の存するあり以て多少の隆替あるも回を重ね年を閱するに從ひ著々改頁進步の實を擧ぐるに至れるは見れ偏に會員諸君の熱心勵精改頁の衝に當るに依らずんばあらず異に邦家の爲慶賀に堪へざる所なり

然りと雖も前途尙改頁刷新を加ふべき事一にして足らず庶幾くは會員諸君益奮勵黽勉以て生產費用を省減し精良の製品を得るに努められんことを聊か一言を述べて式辭となす

大日本蠶絲會幹事長

從五位勳五等　岡　毅

次に群馬縣町田六三郎氏は襟を正ふして起立し左の答辭を朗讀せり

受賞者惣代答辭

大日本蠶絲會本日を以て蠶種、繭、生絲、品評會褒賞贈與式を擧行せらるゝに際し不肖等此褒賞拜受の榮を得るのみならず幹事長閣下を始め朝野貴賓の懇諭を辱ふせるは不肖等の感銘措く能はざる所なり不肖等每歲各種の出品に於て彼此研鑽の資を交換し改頁の指導を得ること頗る多きは特に本會に對て感謝する所なりとす爾後益奮て斯業の改善增殖を圖り本會

設立の美趣に負かざらんことを期す

受賞者惣代　町田六三郎

尋て改野農商務官房長は本日林農商務大臣は臨席の筈なりしも急に九州地方に出張することゝなり遺憾ながら其運に至らざるを以て抽者代りて祝辭を朗讀するとの前提をなし左記の文章を朗讀せり

祝辭

大日本蠶絲會品評會の開設既に六回に達し其出品毎回進歩の蹟を呈せり殊に今回は其良好なるもの頗る多きを占むるは是れ畢竟會員諸子が熱心勵精の結果に外ならず洵に邦家の爲慶賀すべきとなりとす惟ふに蠶業の振否は國力の消長に關係を及ぼすこと重且大にして加るに倘其改良を要すべきもの亦尠しとせず望らくは諸子小成に安ぜず益斯業の改良發達に力め以て國富を增進せんことを一言以て祝辭となす

農商務大臣正三位　林　有　造

次に農務局長代理農學博士酒匂書記官一場の祝詞的演說あり玆に全く式を終りたるは午前十一時三十分にして是より一同に茶菓及び折詰の饗應をなせり

▲審査概評

該回の出品點數は多きにあらずと雖も品質の優等なる實に觀るべきものあり縱覽者をして列品は悉く共進會博覽會等の賞格以上のものゝみなりと評せしめたるもの豈其謂なしとなさんや今類別して之を概評せんに

蠶種は產着整然品質佳良なるもの多く殊に微粒子毒の減退せることは斯業界の一慶事にして今回の出品の如きは殆んど病毒を認めずと云ふも敢て不可なちざるが如し然れども是れ今回に於ける出品の現象にして蠶業界全般は依然病毒の襲擊に遭つゝあるは緊褌一番の要なしとなさんや蔟幾くは育蠶家が飼養する蠶種は悉く本會出品の如くに至らんとを然れども本回の出品と雖も改良の餘地なきにあらず框製の框數區々にして殊に其框の區劃小に失するが如き是なり框數の區々なるは品位を損し區劃の小なるは母蛾の產卵に不便にして且卵粒重積し易きの憂あり是れ深く顧省を要する所なりとす

夏秋蠶種に於ても良好なるものなきにしもあらずと雖も概して春蠶種に及ばざる尙遠きの歎あり

繭は概して又昔、小石丸、白玉、青熟の類多きを占め繭形大に流れず小に走らず緊綾宜しきに適したるものゝ如し殊に色澤佳良、微菌の蛹身に寄生せるもの殆んど絕無なりしが如きは近時乾繭、殺蛹改善の慶蠶業界に喧傳し蠶業家をして一段の警戒を加へしめたると同時に一方に於ては各種新按の機械を發明するに至り斯業上の利便を增したる結果に外なちざるべきか要するに此種の現象は確に蠶業界の一

進歩　ふに憚らざるなり唯繭の漸次絲尺の短きに趣くの傾向あるは特に注意せざるべからざる所なりとす

夏秋蠶繭にありても精良の品なきにしもあらずと雖も兩三點を除くの外は繭骨薄弱、絲量僅少にして色澤も亦赭味を帶ぶるものあり將來蠶業界の人士として手腕を揮はしむるものは夫れ良秋蠶なるべきか

生絲は色澤清麗にして東裝亦之に適ひ絡交整然纖度細太の差少く類節亦僅少にして精良の生絲なる贊辭を記すに吝ならざるものありしと雖も概して强伸二力に乏しきの傾きあり又纖度一致せず類節の夥多なるもの尠しきにあらず殊に再繰至難にして器械檢査を行ふ能はざるもの一點、二本上りのもの一點を觀たり是等は夙に歐米機業者より警戒を加へ反省を與へられたる所にして當業者に對て疾聲大呼改善を促さいるを得ざるなり（次號に該會に於ける審査例則を紹介すべし）

▲府縣別出品點數及受賞等級

府縣	蠶種出品數	生繭出品數	計	蠶種受賞者等級 一等	二等	三等	賞狀	計	繭受賞者等級 一等	二等	三等	賞狀	計	生絲受賞者等級 一等	二等	三等	賞狀	計	受賞者合計
東京	一四	九〇	一一〇	一		一三		一四			一七	一六	三六						四五
京都	二	五七	五八			一		一								一		一	一
神奈川		一	一																
兵庫		一	一																
新潟	一	一	二																
群馬	一六	一〇	二六			一		一			一		一						一
千葉	三	七	一〇																
茨城	一	一	二																
栃木	一	一	二																
奈良	一	五	六																
計	四五	一七七	二二二	一		一三		一四			一七	一六	三六			一		一	三六

	三重	愛知	静岡	山梨	滋賀	長野	福島	宮城	青森	山形	福井	石川	富山	鳥取	岡山	廣島	山口	鳥根	大分	佐賀	熊本	宮崎	北海道	計
二百四	四	二	三	二八	三	一〇	二	九	四	八	二	一四	七	七	四	一	一	一	一	一	二	一		
二八二	一	一	三	一三	三	五	一	三	四	七	一	六	二	一	二	一	一	一	二	一	三	二		
二五七	四	六	三	四三	三	二三	七	三	八	一五	一	七	一	九	一	七	二	二	一	一	六	二		
一二				三	一	一								一										
三五				三五		七				一			一							一				
六三	一		六	一三	一	一五	二	二	一	一五		一	一	三	二	二		一	一	二	四			
一一三		一	一二	一	一	二五	三	二	一	一				三		二				二	四			
二																								
一二			一					一																
四〇										一														
六〇				二		二		二	一	三										一				
一四			四	二		二		二	三	四										一				
一						一																		
三																								
五				一																				
八						二																		
一七				一		三																		
二三	一		一六	一	一	二八	一	三	四	八				二	一	四		一	一	三	四			

褒賞は蠶種、繭、生絲を通じて一等賞五點、二等賞二十六點、三等賞八十一點、四等賞百三十一點、合計二百四十三點にして其受賞人名左の如し（△印は會員外の符號なり）

一等賞　五點

春蠶種　東京府北多摩郡大神村　大野傳兵衛
同　青熟　群馬縣多野郡新町　千木良芳郎
同　青熟　群馬縣南魚沼郡大沼村　△岡村晋治
春蠶繭　新潟縣南魚沼郡大沼村　△高山シヤ
同　青熟　長野縣小縣郡鹿尻村　長嶺絹絲株式會社
同　又　青熟　長野縣東山梨郡日川村　佐藤尾之七
同　又　青熟　山梨縣東山梨郡日川村　堀内甚之丞
同　白玉　東京府北多摩郡宮澤村　矢島富作
同　白玉　群馬縣多野郡美土里村　田村金十郎
同　小石丸　山梨縣東山梨郡春日居村　蓑澤多左衛門
同　又　青熟　群馬縣多野郡美九里村　町田六三郎
同　青熟　東京府北多摩郡大神村　大野善作
同　又　青熟　群馬縣多野郡美九里村　松井邦治
同　秋蠶種　青熟　東京府西多摩郡福生村　高崎治平
春蠶繭　青熟　神奈川縣高座郡淵谷村　清水庄太郎
同　又　青熟　群馬縣多野郡新町　△伊藤彦十郎
同　又　小金丸　東京府北多摩郡宮澤村　佐藤彌三郎
同　又　青熟　神奈川縣高座郡淵谷村　千木良齊藤吉三郎
同　青熟　群馬縣多野郡新町　△山口竹永郎
同　青熟　神奈川縣高座郡淵谷村　佐藤國八郎
同　青熟　福島縣伊達郡掛田町　

春蠶繭　一等賞青熟中業絹　神奈川縣愛甲郡下川入村　佐野安太郎
同　青熟　山梨縣東山梨郡日川村　堀内甚之丞
同　又　青熟　神奈川縣愛甲郡下川入村　△松野勇次郎
同　青熟　東京府南多摩郡日野町　△高山シヨ
同　白龍　埼玉縣入間郡山根村　河野静正
同　繭　群馬縣多野郡美九里村　上村惣五郎
秋蠶繭　白繭　群馬縣北甘樂郡岩平村　等松利作
生絲　繭　茨城縣新治郡石岡村　横手龍一
同　繭　群馬縣北甘樂郡岩平村　△矢嶋源松
春蠶繭　三等賞八十一點　△大久保恒三郎
同　白玉　東京府北多摩郡多磨村　△田村清七郎
同　清白　栃木縣下都賀郡生井村　大戸甚太郎
同　白玉　群馬縣多野郡藤岡町　小池安藏
同　白　群馬縣多野郡日野村　五十嵐源八
同　角　佐賀縣杵島郡朝日村　寺田忠一
同　又　佐沈郡雙受村　藤澤五三郎
同　白玉　富山縣東礪波郡井波町　信藏
同　又　群馬縣多野郡新町　小林貞
同　小石丸　東京府北多摩郡小平村　黒澤
同　白玉　埼玉縣比企郡南青見村　吉澤善太郎
同　又　白玉　栃木縣下都賀郡生井村　松崎巳之作
同　清白　長野縣上高井郡日野村　△一信蠶種合資會社
同　白玉　群馬縣多野郡新町　小平眞太郎
同　又　白玉　三波川村　山田國太郎
同　又　白玉　東京府北多摩郡小平村　渡邊勇吉
同　小石丸　山梨縣東山梨郡上萬力村　△茂木新太郎

春蠶種	小石丸	滋賀縣東淺井郡竹生村	藤田伊左衛門
同	白玉	山形縣西村山郡左澤町	布施宮治
同	又昔	群馬縣多野郡美土里村	矢嶋半三郎
同	青熟	長野縣上高井郡日野村	△若井喜之治
同	角又	同　埴科郡杭瀬下村	太田庄三郎
同	青熟中巢	山梨縣東八代郡一宮村	雨宮五平
同	白玉	東京府北多摩郡小平村	村田才三郎
同	又昔	長野縣上高井郡日野村	△平尾蠶種合名會社
同	同	群馬縣多野郡吉井町	小林藩二
同	同	新潟縣刈羽郡田尻村	山田政嗣
同	小石丸	長野縣埴科郡杭瀬下村	小林善之助
同	又昔	同　小縣郡長瀬村	久保田字右衛門
同	銀白	群馬縣碓氷郡板鼻町	清水治郎造
同	又昔	同　佐波郡玉村町	野村要藏
秋蠶種	青熟中巢	山梨縣東八代郡錦生村	△保崎惣吉
夏蠶種	白龍	長野縣東筑摩郡本鄉村	鳥羽久吾
春蠶繭	角又	東京府西多摩郡東秋留村	吉野啓平
同	改良又	群馬縣碓氷郡板鼻町	△清水高次郎
同	小金丸	山形縣東置賜郡糠野目村	佐藤美喜彌
同	又昔	山梨縣東山梨郡日川村	志村政城
同	白玉	東京府南多摩郡川口村	須崎森作
同	改良又昔	同　北多摩郡小平村	飯田小太郎
同	小金丸	同　南多摩郡日野町	加藤文次郎
同	大圓頭	群馬縣群馬郡倉賀野町	田口宗太郎
同	中巢	神奈川縣愛甲郡下川入村	△笹生彌之助
同	白玉	東京府北多摩郡小平村	新井泰太郎
同	青熟	同　西多摩郡福生村	高崎治平
同	改良又昔	同　北多摩郡小平村	金子音次郎
同	二號青熟	神奈川縣愛甲郡中津村	鈴木角藏
同	白錦	福島縣伊達郡伊達崎村	石幡豐吉
春蠶繭	角又	神奈川縣高座郡溝村	鈴木又次郎
同	白玉	東京府北多摩郡宮澤村	田村金十郎
同	二號青熟	神奈川縣愛甲郡中津村	△内野數次郎
同	青熟	東京府北多摩郡大神村	大野傳兵衛
同	白玉	同　南多摩郡稻城村	高野勇次郎
同	又昔	同　西多摩郡西多摩村	中野半次郎
同	又昔	群馬縣多野郡美九里村	町田六三郎
同	二號青熟	千葉縣海上郡海上村	野中喜一郎
同	小石丸	東京府北多摩郡大神村	△田島覺三郎
同	又昔	群馬縣北甘樂郡福島町	△新井勝太郎
同	小金丸	神奈川縣鎌倉郡瀬谷村	露木東雄
同	白玉	東京府北多摩郡小平村	金子金太郎
同	又昔	群馬縣佐波郡玉村町	野村要藏
同	青引	神奈川縣高座郡澁谷村	△山口直吉
同		埼玉縣秩父郡金澤村	四方田坦作
同	又昔	群馬縣多野郡美九里村	相見治三郎
同	同	東京府北多摩郡大神村	△橋木正太郎
同	青熟	神奈川縣高座郡大澤村	△小俣喜代次郎
同	又昔	同　同	△高橋鹿之助
同	青熟	東京府北多摩郡谷保村	加藤菊次郎
同	一號青熟	神奈川縣愛甲郡下川入村	△澁谷崎太郎
同	青熟	同　高座郡綾瀬村	△牧野鶴吉
同	角又	東京府北多摩郡國分寺村	市倉五輔
同	小石丸	新潟縣中蒲原郡五泉町	松田彥平
同	白玉	東京府北多摩郡宮澤村	△田村芳太郎
秋蠶繭	白龍	埼玉縣兒玉郡金屋村	△關根八三郎
生絲	坐繰	群馬縣多野郡美土里村	折茂純一
同	同	神奈川縣高座郡大澤村	△齋藤福次郎
同		山梨縣中巨摩郡鏡中條村	内田文四郎
同	坐繰	群馬縣多野郡三波川村	城間幸平

生絲	坐繰	群馬縣多野郡鬼石町	加藤準作
	四等賞	百三十一點	
春蠶種	蠶龍丸	長野縣小縣郡[illegible]科村	△小田中源五郎
同	清白	栃木縣下都賀郡生井村	前澤清兵衛
同	又昔	群馬縣碓氷郡板鼻町	清水圓治郎
同	又昔	長野縣小縣郡上田町	田中貫太郎
同	青熟	同　上高井郡豐洲村	中島波之助
同	又昔	熊本縣玉名郡彌富村	日野又太郎
同	青熟	福島縣伊達郡梁川町	桑島幸造
同	原蠶	長野縣小縣郡長瀬村	久保田保十郎
同	又昔	群馬縣多野郡新町	三木穗太郎
同	白玉	東京府北多摩郡狛江村	石井正齋
同	小石丸	長野縣小縣郡城下村	田中治左衛門
同	同	北海道上川郡永山村	宍戸儀助
同	白玉	埼玉縣兒玉郡七本木村	田端勘九郎
同	小石丸	山梨縣中巨摩郡三恵村	篠原水治郎
同	白錦	埼玉縣兒玉郡本庄町	△本庄養蠶傳習所
同	綠光丸	長野縣上高井郡豐洲村	△三木良之助
同	白玉	三重縣阿山郡西柘植村	仁保清作
同	小石丸	廣島縣蘆品郡岩谷村	長谷川丈吉
同	又昔	長野縣小縣郡上田町	安原久太郎
同	同	埼玉縣兒玉郡賀美村	塚越武三郎
同	小石丸	山形縣東置賜郡屋代村	武田三郎
同	又昔	埼玉縣兒玉郡賀美村	△安原吉平
同	白玉	東京府北多摩郡府中町	小澤慶次
同	又昔	栃木縣下都賀郡生井村	猪野三郎右衛門
同	同	長野縣小縣郡[illegible]科村	△小田中豐三郎
同	同	大分縣大分郡大分町	岩田浩
同	同	山形縣東置賜郡高畑町	安藤吉次郎
同	原蠶種	熊本縣飽託郡本莊村	木村三次郎
春蠶種	青熟	宮城縣伊具郡舘矢間村	吉田太力
同	又昔	群馬縣多野郡新町	△三木與四郎
同	同	同　同　平井村	清水恒太郎
同	白玉	埼玉縣入間郡大家村	鹿山岩雄
同	青熟	同　同　水富村	諸井要三
同	白玉	鳥取縣西伯郡大和村	高野文四郎
同	中巢	山梨縣東山梨郡上万力村	△古屋蠶種部
同	白玉	群馬縣碓氷郡安中町	田中宇三郎
同	青熟	宮城縣伊具郡舘矢間村	小野林吉
同	又昔	新潟縣三島郡與板町	三輪爲次郎
同	同	群馬縣勢多郡南橘村	篠原佐平
同	綠好	埼玉縣兒玉郡本庄町	長谷部萬作
同	大又	廣島縣蘆品郡常金丸村	橋高正雄
同	陸奥錦	青森縣上北郡三本木村	松橋房吉
同	又昔	長野縣小縣郡城下村	綠川宮郎
同	小石丸	北海道空知郡瀧川村	西田松太郎
同	同	同　雨龍郡深川村	大[illegible]社支部
同	青熟	栃木縣下都賀郡生井村	渡邊彥四郎
同	中巢	長野縣小縣郡丸子村	瀧澤正淨
同	白玉	群馬縣群馬郡清里村	松下政右衛門
同	又昔	同　多野郡美土里村	氏家源十郎
同	同	長野縣上高井郡豐洲村	望月鹿造
同	小石丸	同　小縣郡鹽尻村	梅原宅右衛門
同	青熟	山梨縣東八代郡石和村	△三浦登次郎
同	支那種	同　北巨摩郡圓野村	小澤孝太郎
同	又昔	鳥取縣東伯郡倉吉町	△東伯蠶種同業組合
同	同	山形縣東置賜郡屋代村	△合名會社興蠶舘
同	小石丸	長野縣小縣郡長瀬村	久保田太郎
同	同	同　同　神科村	小田中市作
同	青熟	富山縣婦負郡八尾町	林昌作

春蠶種　又　兵庫縣城崎郡田鶴野村　大西產兵衛
同　小石丸　北海道上川郡永山村　山川保雄
同　中果　山梨縣東八代郡五成村　山口長次郎
秋蠶種　長野縣諏訪郡諏訪町　矢ヶ崎三彌
夏蠶種　自龍　山梨縣東山梨郡日川村　藤友吉
秋蠶種　長野縣上伊那郡赤穂村　志村政誠
春蠶調　同　東京府南多摩郡日野町　藤川民藏
同　青熟　神奈川縣高座郡藤沢村　齋藤熊藏
同　青熟中果　神奈川縣高座郡藤沢村　齋藤熊藏
同　又　東京府北多摩郡神村　志茂秀太郎
同　青熟　山梨縣東八代郡一樹村　南宮五郎
同　青熟中果　神奈川縣津久井郡日連村　石橋清雄
同　又　東京府北多摩郡狛村　榎本龜太郎
同　青熟　神奈川縣高座郡藤沢村　小川瓦助
同　又　同　小平村　白石
同　青　埼玉縣兒玉郡仁手村　橋本秀伴
同　又　東京府四多摩郡生村　森田新藏
同　小石丸　神奈川縣高座郡大澤村　齋藤福次
同　中果　神奈川縣高座郡澤村　佐藤和
同　支那種　愛甲郡荻野村　丙山理吉
同　改正丸　同　下川入村　松野庄太郎
同　二號青熟　群馬縣北甘樂郡福島村　山田近太郎
同　又　同　青　埼玉縣兒玉郡南毛利村　鈴木喜十郎
同　青熟　神奈川縣高座郡大野村　柔甲郡下川入村　長岡保作
同　又　同　山形縣四村山郡琴河江町　白玉
同　二號青熟　同　愛甲郡荻野村　改正丸
同　青熟　山形縣四村山郡河江町　東京府南多摩郡狛村　又
同　又　東京府北多摩郡大神村　埼玉縣兒玉郡南毛利村　小石丸
同　小金丸　東京府南多摩郡大神村　山梨縣東八代郡五成村
同　青熟中果　栃木縣河內郡木郷村　東京府北多摩郡大神村
同　青熟　東京府南多摩郡日野町　埼玉縣兒玉郡仁手村
同　小石丸　神奈川縣高座郡藤沢村　熊本縣鹿兒郡大江村
同　清白　栃木縣河內郡木郷村　古橋
同　白龍　同　東京府南多摩郡日野町　志茂倉次郎
同　青熟　神奈川縣高座郡藤沢村　和田豐太郎
同　小金丸　神奈川縣高座郡藤沢村

春蠶調　絲錦　神奈川縣愛甲郡下川入村　鈴木豐次郎
同　餘　群馬縣多野郡美九里村　橋谷半五郎
同　杭　群馬縣小田郡笠岡町　江野村總七郎
同　又　岡山縣小田郡笠岡町　岩下忠七郎
同　青熟　神奈川縣高座郡藤沢村　苑井與五郎
同　又　同　群馬縣佐波郡名和村　藤谷常二
同　改正丸　群馬縣佐波郡名和村　鐘江長三郎
同　又　同　神奈川縣高座郡相原村　原清兵衛
同　小石丸　埼玉縣北足立郡櫻井村　小久保乾二
同　青　東京府北多摩郡大神村　石川國太郎
同　又　同　小平村　石川
同　大國頭　同　東京府南多摩郡稻城村　太田才三郎
同　白　同　北多摩郡宮澤村　太田
同　青　神奈川縣高座郡小曾木村　加藤朝治助
同　又　同　四多摩郡小平村　大矢善太郎
同　又丸　埼玉縣兒玉郡南毛利村　伊藤信三
同　青　山形縣東置賜郡屋代村　武田三郎
同　又　同　長谷川文吉
同　青熟　埼玉縣兒玉郡中町　青木淺次郎
同　白　玉　山形縣四村山郡木郷村　佐藤保喜治
同　又　同　埼玉縣北埼玉郡原道村　植竹桂
同　青　群馬縣佐波郡雙葉村　五十嵐源八
同　改正丸　神奈川縣愛甲郡下川入村　征生繼
同　青熟　東京府北多摩郡大神村　橋本重太郎
同　白玉　東京府南多摩郡日野町　河野清助
同　一號青熟　埼玉縣北埼玉郡原道村　興石長次郎
同　小石丸　山梨縣東八代郡五成村　谷利三郎
同　又　東京府北多摩郡大神村　志茂倉次郎
同　特撰　埼玉縣兒玉郡仁手村　橋本倉次之
同　蚕種　熊本縣鹿兒郡大江村　古賀
同　又　神奈川縣中郡吾妻村　和田豐太郎

春蠶調　新陸種　群馬縣多野郡美土里村　若林時之助
同　伊達錦　東京府南多摩郡忠生村　笹生角太郎
同　銀　神奈川縣愛甲郡下川入村　鳥羽村澤久男
夏蠶調　白　長野縣上伊那郡赤穂村　鳥羽
秋蠶調　白龍　同　東京府南多摩郡日野町　奥住廣吉
生絲　機械　新潟縣刈羽郡田尻村　金藏
同　蚕　長野縣埴科郡松代町　廣吉
同　蚕　群馬縣多野郡美土里村　松井邦治
同　長野縣北甘樂郡福島町　大里忠一郎
同　長野縣諏訪郡小野村　木暮雄
同　群馬縣多野郡三波川村　尾澤琢郎
同　同　機　青木知純
同　同　埼玉縣北埼玉郡三俣村　埼玉製絲株式會社
同　同　兵庫縣武庫郡田村　田中勝次郎

▲寄附金

本會第六回品評會の擧を贊助し左の諸氏は頭書の通り寄附せられたり

一金參圓　東京府　佐野理八
一金壹圓　青森縣　松橋房吉

◎第六回小集會の光景

大日本蠶絲會第六回小集會は前項第六回品評會褒賞贈與式結了後に於て開設せられたり時正に十二時三十分幹事長岡毅氏起て小集會開會の旨を告げ是より順次左の諸氏の演說ありし

蠶業界の富士山　農學士　多岩次郎
桑蠶絲の研究　岡本金一郎
種類一定新論　森成次郎
蠶病の豫防に就て　降旗元太郎
製絲の話　速水堅曹
夏秋蠶に就て　八田達也
桑園と養蠶との關係　角田喜右作
蠶蛆と桑園との關係　理學博士　佐々木忠次郎
夏秋蠶絲の調査　高橋元助

此他尙月田農學士大森蠶と產業組合と關係、橋本重兵衛氏の最近に於ける生絲商況、松永京都蠶業講習所長の蠶業に就て、境野清衛氏の夏秋蠶と風穴等の演說ある筈なりしが時既に黃昏に屬し此等諸氏の卓論を紹介するを得ざりしは遺憾の事なりし

◎技藝委員の派遣

福島縣伊達郡支會に於て本月一日秋季大會開設に就き本會技藝委員農學士大森順造氏の派遣を請求し來れるにより同氏に出張を委囑したり

◎蠶絲業有志懇親會

本月八日は大日本蠶絲會第六回品評會褒賞贈與式及び第六回小集會開設せられしを以て各府縣より當業者諸氏の來會せられしもの多數ありしを以て之を好機とし蠶絲業有志懇親會は午後五時より赤坂日町八百勘樓に於て開かれたり劈頭角田喜右作氏起て開會の旨趣を演述し是より各自獻酬互に胸襟を開き席の一隅に蠶業上の劇新談湧くあれば他の一方に生絲改良說起り紅裙は杯盤の間を斡旋し滿堂和氣洋々毫も秩序を亂さず流石に蠶業上有力なる人士の會合なり

と盛歎せしめたりき午後九時頃各十二分の歡を盡して散會したりき

●西ヶ原同窓大會

皇城の北、名にし負ふ武藏野の一隅西ヶ原あり蠶業界の驍將北にして明治二十年政府は茲に蠶業試驗場を置き漸次擴張して今の蠶業講習所となれり此門に學びしもの一千數百名或は蠶業の教鞭を採るもの、蠶業の政務に從ふもの、親しく蠶業を經營し模範を示すもの、遠く海外に於て蠶業育英の任に衝るもの等蠶業界改良進捗の淵源皆茲に發すと雖も常に之を聯結し氣脈を通ずるの機關なきを以て分袖以來の消息杳として尋ぬる由なきのみならず蠶業上の問題を解釋するに就ても其歩調整はざるの嫌なき能はず去る明治廿八年第四回内國勸業博覽會開設に際し同窓會を設立せりと雖も其開期は博覽會の開設と相伴はしむると云ふにありて日進月歩の今日に於ては甚迂遠にして吾人同窓者間の胸理常に遺憾の觀念を以て滿たされたりき時は維れ明治三十二年四月二日大日本蠶絲會大集會に際し同窓者の集合するもの數十名茲に於て乎京都に開催せる同窓會の規約を更正し敏活の動作をなすを得せしめ各府縣毎に同窓會の設立を促し中央に本會を置くこと等の協議を凝せり然るに同窓會活動なる思想は各自の胸懷に鬱屈せるを以て倏然として全員一致の可決となせり爾來京濱間の同窓者は屢會合し一方に於て地方同窓會の設立を促し一方に於て大會開催の設備をなせり明治三十三年十一月九日は實に是れ敬聖女武なる皇上の降誕し給つる佳節を經る第六日目にして天高く氣清く楓葉紅を染め菊花香を放つの時なりき此日午前八時頃より本日の會堂なる赤坂溜池大日本農會堂に參集せるもの陸續相繼げり振鈴開會を報ずるや假幹事吉池慶正氏演壇に上りて開會の旨趣を演べ併せて座長の推選を一任せられんことを全會に諮り直に賛同を得て小畑岩次郎氏を推して座長となし會議に移るや假幹事横田長太郎氏同會の經過を報告す續て横井農學博士の歐洲漫遊談あり是より規則の改正をなし假幹事土屋泰氏之が説明の勞を採れり次に役員の撰擧に移りしが會員の希望に依て座長の指名となす而して座長は暫時休憩の後左の諸氏を幹事に撰擧せり

東京　土屋泰　田島棟平　都

町田　横田長太郎　山本竹藏　松田昌德

横田長太郎　松尾重信　松田下井盛夫

茲に會の基礎固らざる今日に於ては會長を置く尚早しとの議決に基き之を缺除したるなり是より東京蠶業講習所部長本多農學士は同所長澤野農學博士の祝辭を代讀し導て京都松永蠶業講習所長の祝詞的演述あり終て横田幹事左の祝電を朗讀す

全國同窓會大會の祝電　　来原にて石　新潟縣　波多野　同窓會

大會を祝す　　繁風

盛會を祝す　　福島縣　同窓會

盛會を祝す　　群馬縣　根岸讓

盛會を祝す　　山梨縣　青木寛

盛會を祝す　　山梨縣　齋藤太郎

大會を祝す　　山形縣　野口文三

盛會を祝す　　山梨縣前田大吉

盛會を祝す　　静岡縣榊田等郎

盛會を祝す　　静岡縣青木鋼七

同窓會の盛會を祝す　　鳥取縣正場種太

同　　滋賀縣　宮本文太郎

同　　宮城縣　宮本孝三郎

大會を祝す　　北海道同窓者一同

盛會を祝す　　山梨縣石和檢査所員一同

今日の盛會を祝す　　熊本縣同窓會

大會を祝す　　富山縣長瀬修平

大會を祝す　　島根縣西ヶ原同窓會

大會を祝す　　秋田縣同窓會

是より問題の討議に進み吉池、土屋兩氏之を説明し論難攻究の末大要左の如き議決をなせり

現今蠶業界頗緊の事柄からずと雖も蠶種の檢査製蛆の驅除、蠶病の消毒等は其最たるものとす而して其蠶種の檢査の如き現行法を以て足れりとなすべきや更に進て製絲用の鑑檢檢査、自家用の檢査法適用の必要なきや果して是れありとすれば如何なる法を設くべきや又製蛆の驅除蠶病の消毒等は之を今日の儘に放任すべきや果して是れありとすれば如何なる法に據るべきやを地方同窓會に於て或は之を實際上より或は之を理論上より審議調査を經其結果として法律となすの必要を認めば以上の三大項目を打て一案となし之を本會に送り本會は各地方同窓會の草案に就て慎重なる審査を行ひ次の大會に提出し精密なる講究をなし幸に蠶業界に適切なるものゝ誕生するあらば之を世の輿論に問ひ實行方法を圖るべしとの説に一決し第十一項を除くの外は悉く第一、中に包含するものを認め議決を省略せり此回提出したる問題は左の如くなりとす

(一)蠶業取締方法研究の件(可決)　　假幹事　事提出

(二)蠶蛆驅除法制定の件(一に合す)

(三)蠶絲業組合法制定の件及全國蠶絲業大會(交渉の件)　　静岡縣同窓會提出

(一に合す)

(四)自家用蠶種の取締及び製絲用蠶種の檢査を行ふ件

(一に合す)

(五)試驗檢査所の官制を制定せられんことを建議する件　　千葉縣同窓會提出

(六)蠶種專賣法を實行するの件(一に合す)　　岐阜縣本島武次郎氏提出

(七)各府縣に蠶種檢査監督を設くるの件(一に合す)　　長野縣田中真太郎氏提出

(八)蠶業組合設置の件(一に合す)

(九)自家用蠶種檢査法の變革を主務省へ建議する件　　埼玉縣同窓會提出

(一に合す)

(一〇)蠶種檢査費を國庫の支辨に移す件

（一に合ス）

（一一）次回の大會は京都に於て開設する件（否決）　山梨縣同窓會提出

岡山縣同窓會提出

議題を議了し終るや茲に全く閉會を告げ局面展開懇親會は芝公園紅葉館に於て開かれたり懇親會は鶴田重太郎、生方五郎南氏主として斡旋の勞を採られ開會の挨拶は鶴田氏の口を衝て出て當館の名物紅葉踊は之に繼て初れり綱太郎たる容貌、窈窕たる舞姿天女の再來かと疑はれ觀客をして恍惚自ら爲す所を知らざらしむ美酒は滾々として酌めども乾かず佳肴は山の如く食へども盡きず和氣藹々、歡聲洋々蠶業革新談を試むるものあれば燒芋立食の懷舊話をなすものあり謠謠都々逸淨瑠璃各得意の隱藝を演じ陶然として醉ひ嬉然として娛み歸途に就きたるは午後九時半頃なりき

▲同窓會出席者氏名

來賓

農學士　木多岩次郎　農學博士　横井時敬
農學士　松永伍作　農學士　月田藤三郎
農學士　針塚長太郎　農學士　辻楊太郎
農學士　林彈作　農學士　芝山直清

地方同窓會代表者

三重縣　吉田房之助　山梨縣　堀内金太郎
山梨縣　中込菊島　岡山縣　野澤馨
同縣　桑原德長　富山縣　坂東譲一
栃木縣　渡邊亥八　新潟縣　横田長太郎

千葉縣　江澤正雄
茨城縣　大久保久逸　茨城縣　福田者太郎
島根縣　門脇永太郎　同縣　橋本錦吾
靜岡縣　鷹森儀文太　靜岡縣　黑田龜二郎
栃木縣　荒賀格太郎　香川縣　高重邊太郎
同縣　黑崎榮次郎　栃木縣　田中巖吉
岡山縣　前原熊平　群馬縣　岩崎喜三郎
愛媛縣　紀伊謙介　德島縣　川人兵次郎
石川縣　森成次郎　佐賀縣　田中寧之

◎西ヶ原同窓會規約

前項西ヶ原同窓大會に於て議決せる規約は左の如し

第一條　本會は西ヶ原同窓會と稱す

第二條　本會は會員相互に氣脉を通し蠶絲業の改良發達を圖るを以て目的とす

第三條　本會は舊蠶病試驗場舊蠶業試驗及蠶業講習所出身者を以て組織す

第四條　蠶絲業上に對し學識經驗に富み若くは名望ある人士は特に名譽員として請待することを得

第五條　本會は事務所を東京に置き地方同窓會を總括す

第六條　地方同窓會は規約を定め本會に通知するものとす

訂正加除の時亦同し

第七條　本會は左の役員を置き會務を處辨す

會長　一名

幹事　八名

評議員　若干名

第八條　會長幹事の任期は各一ヶ年とし毎年の大會に於て之を選擧評議員は地方同窓會に於て一名宛擧擧するものとす

第九條　本會は毎年一回大會を東京に開く

但時宜に依り他所に開くことを得

第十條　本會々員は本會維持の爲基本金を寄附するの義務あるものとす

第十一條　本會の經費は總て本會基本金利子及寄附金を以て支辨するものとす

第十二條　本會の規約は大會の決議に依らざれは訂正加除することを得ず

●今後の生絲商況

本年生絲商況不振の原因中には米國大統領の撰擧も重なるものゝ一に數へらるゝは既に世の熟知する所なり然るに今清國上海港に於ける既往十年間の生絲輸出額を月別に調査するときは去廿九年の撰擧の際亦本年の如く著しく不振の狀を示したり而して撰擧後は漸く活動の兆を呈せること左記二表に示す所の如し故に本年も大統領の撰擧已に結了を告げたることなれば爾來或は回復の運に向ふに庶幾からん

新潟縣　伊藤巨
靜岡縣　石上岩次郎　靜岡縣　佐藤長郎
群馬縣　小林峰太郎　群馬縣　石山學太郎
宮城縣　勝倉慶平　宮城縣　山本甚
高知縣　西內義顯　千葉縣　石田城之助
埼玉縣　境野清物　埼玉縣　飯島鈴次郎
群馬縣　岩手縣　岩淵平介

通常來會者

東京　松尾重信　東京　横田長太郎
同　土屋泰　同　小畑岩次郎
同　吉池慶正　同　町田橘
同　生方五郎　同　井上隆
同　篠崎竹三郎　同　澤井金次郎
同　守屋慶之　同　志茂芳統
同　町田治介　同　八木隆太郎
同　鈴木定次郎　同　子安雅雄
同　町田彦次郎　同　田中文平
同　鹿原英三郎　同　弘倉喜一郎
同　古屋景晴　同　高井忠章
同　御法川直三郎　京都府　中西留應
神奈川　高橋元助　神奈川　稲生文作
同　金間龜三郎　同　岩淵彥三
埼玉縣　鶴田重太郎　埼玉縣　島宗作
同　齋藤正則　同　細村甲子虎
同　塚越仲三郎　同　鈴木喜三郎
同　鈴木萬七　同　森田登三郎
同　松本鶴太郎　同　鈴木喜三郎
同　堀內峰松　同　卜部藏三郎
長野縣　長野縣　宮下秀三
同　田中眞太郎　同　小保田作治
同　瀨在國太郎　同　久保田外治
同　久保田隆與太郎　千葉縣　小山慶次郎

上海港に於ける生絲在荷表

自明治二十四年至明治三十三年上海港に於ける生絲輸出額月別表

	二十四年	二十五年	二十六年	二十七年	二十八年	二十九年	三十年	三十一年	三十二年	三十三年
一月	五、六〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	八〇〇	二、六〇〇	四、九〇〇	六、三〇〇	四、六〇〇	七、五〇〇	五、六〇〇
二月	四、六〇〇	一、九二〇	五〇〇	三〇〇	二、六〇〇	三、六〇〇	三、三〇〇	三、七〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇〇
三月	八、四〇〇	四、〇〇〇	八、四〇〇	八、四〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	七、六〇〇	三、六〇〇	不明	一〇、七〇〇
四月	五、六〇〇	五、六〇〇	七、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇	一、六〇〇	一、八〇〇	不明	一二、七五〇
五月	一、八〇〇	三、二〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇	三、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
六月	四、二〇〇	六、三〇〇	三、六〇〇	四、八〇〇	三、六〇〇	二、四〇〇	三、〇〇〇	三、六〇〇	九、四〇〇	二、七〇〇
七月	五、六〇〇	二、三〇〇	六、八〇〇	八、六〇〇	八、八〇〇	八、六〇〇	一〇、二〇〇	一〇、二〇〇	一二、六〇〇	三、二五〇
八月	九、六〇〇	一〇、二〇〇	四、八〇〇	一〇、二〇〇	一〇、二〇〇	一〇、二〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇
九月	九、六〇〇	一二、六〇〇	七、六〇〇	七、六〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇	一二、六〇〇	一二、六〇〇	一二、六〇〇	五、二二五
十月	六、八〇〇	八、四〇〇	七、六〇〇	七、六〇〇	七、六〇〇	七、六〇〇	九、六〇〇	八、四〇〇	一〇、〇〇〇	
十一月	六、八〇〇	四、八〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	
十二月	七、四〇〇	四、八〇〇	八、二〇〇	八、二〇〇	七、二〇〇	四、二〇〇	七、二〇〇	九、四〇〇	六、三〇〇	

	明治二十九年	明治三十年	明治三十一年	明治三十二年	明治三十三年
一月	一六、〇〇〇	八、九〇〇	五、六〇〇	一、〇〇〇	二、七〇〇
二月	一四、〇〇〇	六、五〇〇	四、〇〇〇	一、二〇〇	二、七〇〇
三月	一二、五〇〇	一二、五〇〇	三、二〇〇	五、一〇〇	三、二五〇
四月	一〇、四〇〇	一、四〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
五月	八、八〇〇	六、〇〇〇	八五〇	四、〇〇〇	五、二二五
六月	一七、五〇〇	六、八〇〇	三、一〇〇	一二、一〇〇	八、〇〇〇
七月	一四、六〇〇	六、四〇〇	三、六〇〇	一〇、三〇〇	八、〇〇〇
八月	一、六〇〇	六、五〇〇	六、〇〇〇	六、三〇〇	一〇、七〇〇
九月	一三、三〇〇	一、〇〇〇	六、九〇〇	九、九〇〇	一二、七五〇
十月	一三、二〇〇	一、五〇〇	六、二〇〇	八、三〇〇	
十一月	一、五〇〇	一、七〇〇	五、五〇〇	五、〇〇〇	
十二月	一、二〇〇	八、五〇〇	二、二〇〇	四、三〇〇	

●蠶絲業同業組合及聯合會

明治三十三年法律第三十五號に依り蠶絲業に關する同業組合及同業組合聯合會を設立したるものは全國一府二十三縣にして其數計八十七なり内聯合會四蠶絲組合五十三蠶種組合十八養蠶々種組合一蠶絲商組合八にして其名稱及位置は左の如し（明治三十三年十月末日現在）

名稱	位置
京都府竹野郡蠶絲同業組合	同府同郡徳光寺村字殿堂寺
仝	仝綾部町字綾部町
仝 何鹿郡仝	仝同郡西町字宮町
仝 船井郡仝	仝京都市上京區丸太町小川西へ入ル
仝 山城國仝	仝東山區知恩院前町字内記
仝 天田郡仝	仝綾部町字南田邊
仝 何鹿郡仝	仝河邊村
仝 加佐郡仝	仝周山村字鳥山
仝 中郡仝	仝久美濱町
仝 北桑田郡仝	仝宮津町字魚屋
仝 船野郡仝	
仝 與謝郡仝	
仝 京都府南桑田郡蠶絲同業組合	仝齊藤村
仝 蠶絲同業組合聯合會	仝京都市丸太町通西へ入ル横鍛冶町
仝 新潟縣刈羽郡蠶絲同業組合	仝郡潟條村
仝 中蒲原郡養蠶々種同業組合	仝五泉町
仝 南魚沼郡蠶絲同業組合	仝六日町村
仝 塩沢町蠶絲同業組合	仝郡北蒲原郡蠶絲同業組合
仝 塩玉巻北蒲原郡蠶絲同業組合	仝郡谷町大字熊谷
仝 六日町蠶絲同業組合	仝郡山田郡大間々町字大間々町
仝 群馬郡大間々蠶絲同業組合	仝境町
仝 佐波郡田部蠶絲同業組合	仝郡佐原町字佐原
仝 千葉郡香取郡蠶絲同業組合	仝郡津市
仝 三重郡鈴鹿郡蠶絲同業組合	仝郡名古屋市
仝 愛知郡生絲同業組合	仝郡静岡市静岡宿
仝 静岡郡生絲同業組合	仝郡其濱町大字北瀬
仝 遠江郡蠶種同業組合	仝郡萩原町
仝 遠賀郡田部蠶種同業組合	仝中津町字中津川
仝 岐阜郡各田郡蠶絲同業組合	仝大野郡高山町
仝 惠那郡仝	仝揖斐郡仝
仝 大野郡仝	仝可兒郡仝
仝 揖斐郡仝	仝士岐郡仝
仝 可兒郡仝	
仝 士岐郡仝	

岐阜縣安八郡蠶絲同業組合
全養老郡全
山縣郡全
全羽島郡全
全不破郡全
長野縣小縣蠶種同業組合
全埴科郡全
全更級郡全
全下伊那郡全
全上水内郡全
全南佐久郡全
全諏訪郡全
全下高井郡全
全北佐久郡全
全木曾郡全
全東筑摩郡全
全上伊那郡全
全蠶種同業組合聯合會
全信濃五郡生絲同業組合
宮城縣製絲同業組合
福島縣岩瀬郡蠶種同業組合
岩手縣紫波郡蠶絲同業組合
全東磐井郡全
全形態北村山郡蠶絲同業組合
全東置賜郡全
全最上郡全
全南置賜郡米澤市全
全西田川郡全
秋田縣仙北郡蠶絲同業組合
全雄勝郡全
全高田町大字高田
全高富町
全羽後松町
全亜井町
全縣上田町
全屋代町
全方石村
全上飯田町字東野
全長野市
全須坂町
全上諏訪町
全中野町
全岩村田町村
全福島町
全松本町
全伊那町
全長野市
全小縣郡上田町
全小縣郡伊奈郡
全縣世田米村字町
全千曲町
全縣埴科郡大字稲荷
全宮内町
全新庄町
全米澤市屋代町字上ノ町
全鶴岡町
全鶴角館町
全縣大垣町
全高田町
全横手町
全能代町
全本荘郡全
全秋田郡全
全上秋田郡全
全秋田市全
全秋田郡全
全方石村
全能代郡全
全鳥取縣東伯蠶絲同業組合
全須賀町
全野澤町
全上諏訪町
全中野町
全岩村田町村
全福島町
全松本町
全伊那郡
全長野市
全小縣郡上田町
全小縣郡伊奈郡
全縣世田米村字町
全千曲町
全縣埴科郡大字稲荷
全宮内町
全新庄町
全米澤市屋代町字上ノ町
全鶴岡町
全鶴角館町
全縣本庄町
全米澤町
全横手町
全能代町
全本荘郡全
全秋田郡全
全上秋田郡全
全秋田市全
全秋田郡全
全方石村
全能代郡全
全鳥取縣東伯蠶絲同業組合
全須賀町
全野澤町
全上諏訪町
全中野町
全岩村田町村
全福島町
全松本町
全伊那郡
全長野市
全小縣郡上田町
全小縣郡伊奈郡
全縣世田米村字町
全千曲町
全縣埴科郡大字稲荷
全宮内町
全新庄町
全米澤市屋代町字上ノ町
全鶴岡町
全鶴角館町
全縣本庄町
全米澤町
全横手町
全能代町
全本荘郡全
全秋田郡全
全上秋田郡全
全秋田市全
全秋田郡全
全方石村
全能代郡全
全鳥取縣東伯蠶絲同業組合
全須賀町
全野澤町
全上諏訪町
全中野町
全岩村田町村
全福島町
全松本町
全伊那郡
全長野市
全小縣郡上田町
全小縣郡伊奈郡
全縣世田米村字町
全千曲町
全縣埴科郡大字稲荷
全宮内町
全新庄町
全米澤市屋代町字上ノ町
全鶴岡町
全鶴角館町
全縣本庄町
全米澤町
全横手町
全能代町
全本荘郡全
全秋田郡全
全上秋田郡全
全秋田市全
全秋田郡全
全方石村
全能代郡全
全鳥取縣東伯蠶絲同業組合
全須賀町
全野澤町
全上諏訪町
全中野町
全岩村田町村
全福島町
全松本町
全伊那郡
全長野市
全小縣郡上田町
全小縣郡伊奈郡
全縣世田米村字町
全千曲町
全縣埴科郡大字稲荷
全宮内町
全新庄町
全米澤市屋代町字上ノ町
全鶴岡町
全鶴角館町
全縣本庄町
全米澤町
全横手町
全能代町
全本荘郡全
全秋田郡全
全上秋田郡全
全秋田市全
全秋田郡全
全方石村
全能代郡全
全鳥取縣東伯蠶絲同業組合
全須賀町
全野澤町
全上諏訪町
全中野町
全岩村田町村
全福島町
全松本町
全伊那郡
全長野市
全小縣郡上田町
全小縣郡伊奈郡
全縣世田米村字町
全千曲町
全縣埴科郡大字稲荷
全宮内町
全新庄町
全米澤市屋代町字上ノ町
全鶴岡町
全鶴角館町
全縣本庄町
全米澤町
全横手町
全能代町
全本荘郡全
全秋田郡全
全上秋田郡全
全秋田市全
全秋田郡全
全方石村
全能代郡全
全鳥取縣東伯蠶絲同業組合
全須賀町
全野澤町
全上諏訪町
全中野町
全岩村田町村
全福島町
全松本町
全伊那郡
全長野市
全小縣郡上田町
全小縣郡伊奈郡
全縣世田米村字町
全千曲町
全縣埴科郡大字稲荷
全宮内町
全新庄町
全米澤市屋代町字上ノ町
全鶴岡町
全鶴角館町
全縣本庄町
全米澤町
全横手町
全能代町
全本荘郡全
全秋田郡全
全上秋田郡全
全秋田市全
全秋田郡全
全方石村
全能代郡全
全鳥取縣東伯蠶絲同業組合
全須賀町
全野澤町
全上諏訪町
全中野町
全岩村田町村
全福島町
全松本町
全伊那郡
全長野市
全小縣郡上田町
全小縣郡伊奈郡
全縣世田米村字町
全千曲町
全縣埴科郡大字稲荷
全宮内町
全新庄町
全米澤市屋代町字上ノ町
全鶴岡町
全鶴角館町
全縣本庄町
全米澤町
全横手町
全能代町
全本荘郡全
全秋田郡全
全上秋田郡全
全秋田市全
全秋田郡全
全方石村
全能代郡全
全鳥取縣東伯蠶絲同業組合
全須賀町
全野澤町
全上諏訪町
全中野町
全岩村田町村
全福島町
全松本町
全伊那郡
全長野市
全小縣郡上田町
全小縣郡伊奈郡
全縣世田米村字町
全千曲町
全縣埴科郡大字稲荷
全宮内町
全新庄町
全米澤市屋代町字上ノ町
全鶴岡町
全鶴角館町
全縣本庄町
全米澤町
全横手町
全能代町
全本荘郡全
全秋田郡全
全上秋田郡全
全秋田市全
全秋田郡全
全方石村
全能代郡全
全鳥取縣東伯蠶絲同業組合
全須賀町
全野澤町
全上諏訪町
全中野町
全岩村田町村
全福島町
全松本町
全伊那郡
全長野市
全小縣郡上田町
全小縣郡伊奈郡
全縣世田米村字町
全千曲町
全縣埴科郡大字稲荷
全宮内町
全新庄町
全米澤市屋代町字上ノ町
全鶴岡町
全鶴角館町

鹿兒島縣全
横須賀蠶絲貿易商同業組合
神戸蠶絲會社
滋賀縣蠶絲會
横濱蠶絲仲次商全
前橋製糸絲全
福井縣生絲商全
京都蠶絲商全
保原蠶絲商全

●生絲荷造に就ては先年鐵道局の指示する處ありて絲箱の內容を詰紙并に油紙にて嚴重の包裝を爲し實行し來りしか近來往々詰紙或は油紙の二層包を廢し單に文庫紙にて包みたる儘直ちに絲箱に收容するものを觀るに至れり然るに右の荷造は鐵道規則に違反せるのみならず運送保險に於ても雨濡或は濡絲の失態を演じたりとて直ちに損害の倍賃に應ぜざるべし依て斯る貴重の貨物なれば僅少の費用と手間を吝みて高價なる品を毀損するが如きは甚だ取らざる處なれば荷造方の嚴重なられん事希望する所なり

●鹽路代議士の蠶業熱心

和歌山縣鹽路彦左衛門氏は日高郡選出の衆議院議員にして名譽の職務を帶び齡既に春秋に富みたるにも拘らず其郡蠶業講習會の講習生となり他の青年と共に熱心勉學し良好の成績を得て修得證を受くるに至れり同氏が此篤志は一般蠶業家を刺激し同地方の亀鑑となり講習會に加入するもの多く頗る好果を呈したりと世の空理に馳せ空論を趁ふ輩々者流大に同氏の行動に愧つる所なきか

●長野縣高明館懸賞繭品評會

長野縣下高井郡延徳村合名會社高明館の主催に係る第二回懸賞繭品評會本月七日同村尋常小學校に於て盛大なる褒賞授與式を擧行せり來賓として岩崎郡長近山郡書記、蠶種業組合長、擬益社長、銀行頭取、町村長、村會議員等無慮百餘名午後一時開會式定まるや一同敬禮「君が代」の奏樂あり社長高橋愛吉氏進んで開會の式辭を述べ次に委員長青木彦兵衛氏の出品目錄捧呈あり次に審査長三吉米熊氏は審査の顚末を報告し褒賞授與の申請を成せり茲に於て總裁吉松集弱氏は受賞者に賞狀賞品を授與せられたり次に「皇御國」の奏樂あり總裁は起て出品人に對する論告、岩崎郡長の論辭あり尋て出品人總代沼尻保二郎氏の答辭次に來賓の祝詞あり是より園遊會を催し一同紀念の爲め撮影せるが頗る盛會なりしと云ふ

●關東實業大會に於ける蠶業問題の成行

十月十五日より十七日まで三日間埼玉縣會議事堂に於て開設せる第五回關東農區實業大會に於ける蠶業問題の成行は左の如し

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶絲會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會否決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會否決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會否決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會否決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

一蠶種業取締所官制を制定せられんことを主務大臣に建議の件（部會可決）

二蠶繭驅除策防に關する規程を法律若くは勅令を以て發布せられん事を主務大臣に建議の件（部會可決）

三自家用蠶種取締法の發布を主務大臣に建議の件（部會可決）

四蠶絲用蠶種に顯微鏡檢査を施行するの件（部會可決）

以上大日本蠶種會下野支會提出

三自家用蠶種の取締法を設くること（部會にて大日本蠶絲會下野文會提出問題と同意なれば刪除することに決す）

以上東京府農會提出

一島田絲製造結束改良法の件（部會にて主務省（省令を以て其取締方の發布を建議することとし可決）

以上長野縣農會提出

一自家用蠶種檢査の施行を其筋へ建議の件（部會にて大日本蠶絲會下野文會と交渉の結果刪除することに決す）

二原種檢査紙の區劃は便宜に任ぜられんことを其筋へ建議の件（部會可決）

以上八王子絲糸製造業組合代表者柴田榮吉外二名提出

一博覽會共進會等の蠶種審査法改正を主務省に建議する事（部會可決）

以上埼玉縣農會提出

三蠶類の驅除豫防法の法律制定建議の件

四非越年製種の取締法を蠶種製造法中に加ふること建議の件

五蠶期紙の運搬方證信大臣へ建議の件

六奇態並及府縣補助を以て設立したる蠶業講習所蠶業試驗所養蠶傳習所等に國庫より補助建議の件

七京都蠶業講習所に特に製絲專門技術者を養成方建議の件

八蠶業講習所現機械並建議の件

九中央製糸講習所の設置

十一蠶病消毒法の發明建議（以上議題）

二製絲奬勵法の件

三生絲銀行設立の件

四織物試驗所設立の件

五蠶種檢査法中改正の件

六蠶種製造業に制限を設くること

七白家用蠶種を正確に取締る法

八製絲用蠶種の病毒檢査施行建議の件

九蠶種を角又、丸者、小石丸の三種とし其粒數一升に付三百以下二百八十以上入りの大さを規度すること

十奥羽六縣原種用蠶期統一定すること

十一蠶種販賣割目一定建議の件

十二蠶種の一定を期し當分左の三種を目的として調査すること

青眞　小石丸　又昔

（以上富山縣）

一自家用蠶種檢査を奬勵する件

二重要物産同業組合法第十四條に依り未設の都市へ速かに蠶糸組合の設立を主務大臣に建議する事

三蠶絲同業組合經費の内へ縣費より相當の補助する事

四經費の區を一定する事を主務大臣に建議する事

五蠶絲業調査所設置の件に付主務大臣に建議する事

（以上陸羽區提出）

一製絲者に補助金を與ふる事を其筋に建議し貴衆兩院に請願する事

二蠶絲同業組合（補助金を與ふる事を其筋へ建議し貴衆兩院に請願する事

三桑樹の仕立方を申刻苅を禁に改むるの可否

四自家用蠶種取締の件

五自家用蠶種に蠶種檢査法を適用せられんことを建議の件

六蠶の病害及蠶種の驗査豫防に關する法律の制定を其筋に建議する事

七蠶種製造に供用する繭の調製鑑的檢査を施行せられんことを建議の件

（以上中國區提出）

一蠶種檢査法改正追加の件

製絲用蠶種に檢査を施されたきこと

自家用蠶種に檢査を施されたきこと

蠶種檢査員なるべく必用なるときは蠶室蠶具の消毒を蠶種製造者に命令し得るの權能を與へられたきこと

二製糸工場並發布の絲其筋へ建議の件

三蠶組驅除法發布の件

四勧令第三百五十八號中へ蠶業試驗場蠶業講習所巡回教師及び府縣農事蠶業林業等の巡回教師を加へ且つ公共團體に屬する右巡回教師の旅費は府縣巡回教師と同一にせられんとの其筋へ建議の件

（以上北陸區提出）

一自家用蠶種取締法發布を主務大臣へ建議の件

二新造板紙に依り蠶種を携帶し乘車を禁ぜらるゝは當業者不便なるを以て此の期の改正を其筋へ建議の件

三島田絲製造結束改良法の件

四博覽會共進會蠶種審査法改正を主務省に建議すること

五原紙蠶紙の區劃は場方團の便宜に任ぜられんことを其筋へ建議の件

六蠶絲業調査所の急設を其筋へ促す件

七組織物試驗所を設立すること其筋に建議する件

（以上關東區提出）

二蠶組驅除豫防取締規則を發布されんことを聯合各府縣知事に建議の件（以上東海區提出）

一蠶絲組合法を來る十五議會に提出せられんことを其筋へ建議すること

二蠶種檢査法第五條に左の但書を加へられんことを來る十五議會に提出せられんことを其筋へ建議すること

但し二化性多化性原蠶を原種のみを製造する者は本條を適用せず

三原種は總て政府の專賣とすること其筋へ建議すること及び其方法原種は政府に於て種類を稱定し各府縣熟練なる製造者を指定し其原種を政府より蠶種製造者へ賣下け原種を売つるものとす

四蠶種調査所設置を促す件

五第五回勧業博覽會出品蠶種共用備生絲に對し特別に陳列館を設けられんことを其筋に建議する件

六蠶絲專修の研究所又は講習所を設置せられんことを其筋へ請願する件

（以上京畿區提出）

本會の決議等に就ては他日報告する所あるべし

◉蠶種の專賣

大藏省に於ては財源を求むる爲め蠶種の專賣を行ふの議ありと吾人は蠶種の專賣絶對的に否定するもの

にあらずと雖も國家の命脈に關する蠶業其根原たる蠶種を財源に充る爲に專賣を行ふと云ふに至りては可なるを知らず角を矯めて牛を殺すの事なくんば幸なりと云ふものあり

●人事彙報

▲川島勝次郎氏　大日本蠶絲會技藝委員にして京都蠶業講習所技手なる同氏は今回京都蠶業講習所技師に任じ高等官七等に敘せられたり

▲針塚長太郎氏　大日本蠶絲會技藝委員にして高等師範學校教授兼文部屬なる同氏は今回文部省圖書審査官に任じ高等官七等に敘せられたり

▲古莊之氏　大日本蠶絲會通常會員なる同氏は蠶業に精勵せる廉を以て熊本縣知事より褒賞せられたり

●特別廣告

本年十月中本會に入會せられたるもの左の如し

○特別會員

東京　井上榮三郎
東京　榎本次郎
同　京都開進會
長野　尾澤琢郎

○通常會員

東京　加藤菊治郎
同　笹本常吉
同　神奈川杉崎光太郎
同　加藤武八
同　川口安太郎
兵庫　池田孝之助
同　酒井桑次郎
同　濟藤清太郎
同　園田照吉
同　池田忠吉
同　大西彥兵衛
新潟　伊藤清太郎
同　山口信太郎
埼玉　馬場要
同　坂本秀延
同　小島次郎
千葉　諏訪宰太郎
同　石井信一
同　岩井岩太郎
同　加藤恒太郎
栃木　猪野三郎右衛門
奈良　加奥千太郎
三重　岡本李三郎
山梨　高根豐平
岐阜　篠原彥助
同　館林佳稻
長野　矢島太治郎
同　長野松崎武治
同　瀧澤正淨
同　沓掛吉郎次
同　池田忠吉
同　鹽倉登一郎
宮城　那須政五郎
同　西方豐治
福島　瀧田松之介
同　國分仁五郎
同　須賀清左衛門
岩手　加瀨谷桃吉
佐竹由太郎
福井　愛次郎
石川　島田中豐次郎
島根　渡部市藏
同　杉原瀧市
同　須見信太郎
同　島岡美代次
香川　宮崎任之
北海道　白崎五井道二郎
計五十二名

右の内にて關口氏は芝山直清氏。尾澤氏は吉池愛正氏。加藤（菊次郎）氏は石川國太郎氏。註本氏は四多摩支會。井上氏は本多岩次郎氏就れも紹介せられ榎本、杉崎、川口、池田（孝之助）、酒井、隅田、大西、馬場、諏訪、石井、岩井、加藤（恒太郎）、篠原、加瀨谷、佐竹、須見、岡田、白崎、五井の十九氏及關選會は各自に申込まれ加藤（武八）氏は高橋元助氏。濟藤氏は松井邦治、伊藤の山口の二氏は山口正郎氏。坂本氏は境野清衛氏。小島氏は柴生田忠三郎氏。關氏は都丸編次郎氏。猪野氏は田村清吉氏。加奥氏は竹村長義氏。岡本氏は小泉篤氏。高根氏は堂沼孝四郎氏。館林、池田（忠吉）、鹽倉の三氏は下那支會。矢島氏は村澤治男氏。松崎氏は鹽本善右衛門氏。瀧澤氏は久保田保十郎氏。沓掛氏は沓掛泉氏。那須、西方の二氏は宮城支會。瀧田（國分）二氏は島忘則氏、須賀氏は佐藤久太郎氏。島氏は森成次郎氏。田中、渡部、杉原の三氏は島根支會員も紹介せられたり

又同月中死亡せられしもの左の如し

長野清水三男熊

○特別會員

●島根支會寄附金報告（承前）

一金壹圓　高島源太君
同　芝原饒君
同　清水米太郎君
同　吉田三戒君
同　藤田常太郎君
同　安田蛙吉君
同　吉木甚五郎君
同　小山忠太郎君
同　上代金之助君
同　上代豊三郎君
同　武田萬之助君

一金壹圓　深津啓四郎君
同　菊田謙重郎君
同　苅田常四郎君
同　若槻庄太郎君
同　長崎米三郎君
同　長谷平三郎君
同　竹内福三郎君
同　山崎金太郎君
同　井田彥作右衛門君
同　多々野晉次郎君
同　中林正六君
同　中林福之助君
同　蓮水元太郎君
同　日野惠藏君
同　錦織猶一郎君
同　和久利萬市君
同　佐藤茂直君
同　小西忠一郎君
同　藤井朝一郎君
同　藤原篤仁君
同　石田勝太郎君
同　石田茂八郎君
同　荒木幾之助君
同　白藤政造君

一金壹圓　石原虎三郎君
同　竹下伴三郎君
同　藤原其八君
同　簸川角蓍三郎君
同　若槻彌市君
同　菅澤德二郎君
同　杉原久太郎君
同　崎慶市君
同　長神田源太郎君
同　金八拾錢　鳥谷喜市君
同　細田房次郎君
同　爲石清市君
金七拾錢　若槻健四郎君
金六拾錢　梅仙三郎君
金五拾錢　青山忠吉君
同　野津與三右衛門君
同　佐々木藏太郎君
同　梅木恒太郎君
同　門脇雅恒君
同　安部直太郎君
同　門脇岩市君
同　柏木清太郎君
同　狩野定三郎君

一金五拾錢　山崎倉三郎君
同　田中仙二郎君
同　渡利彌市君
同　兒玉駒太郎君
同　樽磨之助君
同　福島要三君
同　佐々木忠之助君
同　內部長次郎君
同　安部金三郎君
同　小山佐次郎君
同　芦田恒太郎君
同　野々村永之助君
同　福本彌太郎君
同　佐藤嘉八郎君
同　福間顯藏君
同　武田甚之助君
同　內田謙一郎君
同　中村兼一郎君
同　鄰原庄三郎君
同　兒玉新九郎君
同　妹尾嘉市君
同　青木善市君
同　錦織勝三郎君
（未完）

●京都利世館發賣緊急廣告

○精製桑苗各種　○病蠶消毒器並藥品
○撰蠶種各種　○專賣許貯米袋

右目下必要期節ニ相成候弊館ハ張品實精撰價格廉下迅速遞送ハ務擴張シ至極御便利ニ付何卒陸續ハ約束ハ直ニ文之ハ往復御注文之ハ其他小賣其致候ニ付御注文之ハ其他詳細式豫ハ農具一覽表ハ代價ハ直ニ御入用之御方ハ端書ニテ御申込アレバ御回答可申上候

京都市大宮通三哲鐵道錦切北入

桑苗蠶種內外農具蠶器肥料

問屋　京都利世館

蠶卵系統一臨見

農科大學教授理學博士小縣蠶業學校長農學士大日本蠶絲會員長野縣三吉米次郎君閲
佐々木忠次郎君著
田中清太郎君著
クロース表紙　全一冊
折本二冊、三冊

蠶種の種類漸く複雜多と四出の春秋三季に於て孵化發生するものあり而して其の系統を知らむと欲するに當り世間來たる之を明にするの書あらず著書之を憂ふるや久しく遂にこの著ありしなり

農科大學教授理學博士佐々木忠次郎先生校閲蠶業講習所技師農學士河原次郎先生著述

第三版

蠶體病理

實價金卅五錢　郵稅四錢

附蠶種檢査法註解

蠶家ニシテ毎歲蠶々タル美繭ヲ收メ且無毒强壯ナル蠶種ヲ製造セントセバ須ラク傳染性蠶病ノ撲滅ニ勉メ適切ナル豫防法ヲ施サマル可カラズ之レ今回當局者ガ消毒ノ勵行ヲ訓令セラレタル所以ニシテ實業家諸君モ亦其必要ヲ認メ營劃策ニ務メラルヽモノヽ如シ本書ハ蠶躰病理ニ精通ノ閑ニアル學士ノ筆ニ成リ平易ナル文章ト精巧ナル圖畫トヲ以テ蠶病ノ原因徵候經過及豫防法ヲ詳述シ殊ニ蠶病消毒ニ關シテハ確固タル成蹟ニ據リ各種新式ノ方法ヲ說キ其得失ヲ論ズルコト最モ叮嚀ナルヲ以テ此書ヲ閲覽セバ何人モ至便至利ノ方法ニ從ヒ完全ナル消毒ヲ實行スルヿ容易ナリトス世ノ蠶業改良ニ志アルノ士切ニ購讀アランコトヲ請フ

（明文堂主敬白）

本會々員諸君にして前書の購求を望まるゝ向は規定の代價と郵稅とを添へ御申込あらば直に送付す

大日本蠶絲會

三十三年十一月

大日本蠶絲會

農科大學教授理學博士佐々木忠次郎君閲
農具器械肥料
桑苗蠶種內外
農科大學教授理學博士小縣蠶業學校長農學士大日本蠶絲會員長野縣三吉米次郎君閲
佐々木忠次郎君著
田中清太郎君著
クロース表紙　全一冊
折本二冊、三冊

蠶種の種類漸く複雜多と四出の春秋三季に於て孵化發生するものあり而して其の系統を知らむと欲するに當り世間來たる之を明にするの書あらず著書之を憂ふるや久しく遂にこの著ありしなり

特別會員平野師應君より前記の書籍を本會に寄附せられ要望諸君に分與せしも尚幾部あり御要望の方は郵便切手四錢を添へて本會に申込まるべし

三十三年十一月

大日本蠶絲會

●天日蠶廣告

本年度ニ於タル天日蠶ノ試驗育カ一片ノ通信傳習ニテ西ハ琉球ヨリ東ハ北海道ニ至ル迄デ殆ド熱寒帶ヲ通シテ非常ノ好結果ヲ奏シ最初半信半疑ノ間ニ彷徨セシ試育者ヲシテ驚然大悟養蠶術ノ眞髓ヲ確認シ驚然トシテ自家養蠶ノ全部ヲ天日蠶ニ一變セシトスルノ熱心ヲ奮興セシメタルハ世界蠶業ノ爲メ本社ノ欣喜ニ耐ヘザル所也夫レ眞理ノ證ユベカラザル事實ノ證明此ノ如ク照々タルモノアリ又是蟲學ノ原則ヨリ論ズルモ蠶性ノ强健活潑ナル度ノ日光トハ調和ハ天日蠶ヲ待チ始メテ行ハルベシトシテ之レニ依テ之ヲ見レバ天日蠶ノ眞理タルヿハ最早一點ノ疑ヒナク愈蠶業上ニ於ケル一大革命ノ時期ニ到達セルヿヲ得ズ此ヨリ蠶桑界益多事ナラシメ統テ起テ有爲ノ蠶業家徒ラニ舊説ニ拘泥シテ獨リ自ラ苦ムノ愚ヲ演スルノ秋ニアラズ功名利達ハ革命時代ノ特産物ナリ鳴呼革命無量ノ大飛躍ヲ試ムベキ資格アル青年有爲ノ蠶業家此ノ千歳ノ機會ヲ利用セズンバ汝ノ天職ヲ如何セン否我蠶桑界ヲ如何セン

一安大ナル蠶室ノ建築ヲ全廢シ僅カニ雨ヲ凌クニ足ル四方吹拂ノ堀建小屋ニテ充分ナリ

但シ此設備モ三眠後上簇迄ノ間ノ使用ニ供スルノミ

一搭立ヨリ種採リ迄徹頭徹尾屋外育ナリ

一專ラ太陽熱ニ信賴シ火力ハ絶對ニ忌避ス上簇期日ハ卅三四日間ヽ日中室外ハ室内ヨリ暖ナルヿ常ニ五度乃至拾度ナルヲ以ナリ

一桑葉人力蠶具ノ節約ハ普通育ヨリ二割乃至四割ヲ減ズベシ

一濕氣ハ毫モ恐ルヽ事ナシ是蟲類ノ天性ハ好デ濕潤ナル草木ノ間ニ棲息スルニアラズヤ

一大風暴風ハ防禦スト雖モ普通ノ風ハ却テ發育ヲ催進スルノ利アリ

一中下繭ナシ玉繭ハアリ收繭領ト絲量トハ可驚多領ナリ解舒ハ極メテ善ク製絲費用正ニ半額四日取リ六日取リ隨意ナリ生繭壹貫目ニ付キ普通繭ノ同品位ノモノヨリ常ニ壹圓以上ノ高價ヲ保ツ

一通信傳習ニテ一回試育ヲ爲セバ復タ敎師ノ必要ナシ總テノ事物人工ノ不自然ヨリモ眞理ハ却テ簡單容易ナリ

一普通蠶種モ一月中旬ヨリノ處理方ニヨリ天日育ニ適ス種モ一月中旬ヨリノ處理方ニヨリ天日育ニ適スモノト爲スコトヲ得ベシ故ニ天日蠶ノ研究ハ一般蠶業家ノ宜ク今日ヨリ着手スベキ急務ト云ベシ

一天日蠶種モ室内ニテ飼育スル事ヲ得ベシ强健其比ヲ見ズ

一郵券三錢ニテ社則進呈スベシ

○天日蠶種販賣
○天日育蠶術及畔桑式栽培法通信敎授

長野縣南佐久郡岸野村百五拾九番地
大日本天日蠶合名會社業務擔當社員
木内宗藏

登錄商標　天日蠶

上簇盤製造器

特許
本發明ハ安小數ノ材料ヲ用ヒ蔟枕ヲ加エ面積適宜ノ簇ヲ製造シ積重ヲ置得ス金壹圓送附アレバ簡便ナル器械各自ニ製作シ多數ノ簇ヲ製造使用ノ權ノ許諾證ヲ送呈ス

說明書入用ノ向ハ切手參錢送附アレ

特許
飼牛ノ角ヲ二目乃至二匁ノ間ニ如何整ナル向ニ育器ヲ以テ日增々數請求相成リ本器ハ使用上有益ナル使用者ノ不便アリ依テ參拾六錢ノ材料及送料ノ爲メ多數製作使用シ得ベキ金參錢ヲ要ス

說明書入用ノ向ハ切手參錢送附アレ

整角器

特許
本器ハ使用上有益ナル使用者ノ不便アリ依テ參拾六錢ノ材料及送料ノ爲メ多數製作使用シ得ベキ金參錢ヲ要ス

說明書入用ノ向ハ切手參錢送附アレ

覓耙器

特許
本器ハ工夫ヲ細碎スルニ於テ稻藁ノ跡ヲ入ニテ掻ニ最有利ナリ金壹圓送附ヲ減省シ收穫ヲ增ス又二毛作ヲ許ス

詳細圖解說明書及製作使用權ノ許諾證ヲ送附シレバ詳細圖解說明書及製作使用權ノ許諾證ヲ送附アレバ詳細圖解說明書切手參錢ヲ要ス

石見國邑智郡君谷村　小田忠四郎

北海道蚕種委托販賣廣告

●框製優等　百蛾中病毒其他ニ付切稀キ無キモノ百蛾金壹圓五十錢全面付壹枚金壹圓

●平製無毒保證　百蛾金壹圓廿錢

●框製上等　百蛾中病毒其他ニ付壹枚金壹圓廿錢

●平製病毒　百蛾金壹圓付壹枚

●種類、青熟、小石丸、支那種

但シ平製拾枚框製壹千蛾以上ハ割引ス御注文ノ際ハ御申込ト同時ニ代價三分ノ一以上御拂込アレバ直チニ發送殘金ハ蠶種着ノ上御拂渡ヲ乞フ〔爲替ハ札幌郵便電信局〕

札幌區南五條東二丁目拾參番地
北海道蠶種委托販賣事務所
主任　阿子島安元

○春蠶　無毒健全
○夏蠶　白玉　白姫
改良大草原種用種
右販賣す
御申込次第詳細御回答可申候也
茨城縣結城郡上山川村
結城蠶種
又昔（平附及原種用種共）
櫻井佐十郎

品質純良價格亦低廉なるは本組の特色也
春蠶種
角又●又昔●青熟●飛白
支部種等●其他數種類
右御入要の御方は至急御申越下度候
第一枚二圓五十錢
詳細御返信申上候
百枚二圓
●多數御購求の向へは特別割引致候
群馬縣多野郡新町
蠶種改良組理事
宮下德一郎

桑實生販賣廣告
右は接木桑苗仕立に用ゆる即ち接木臺にて多數桑苗等御入用の方は右實生御購入之上御仕立相成候へは除程御徳用の御事と存候代價は時々變動しある者故右御含被下度候也
桑實生
上等品豫定價格
一壹萬本位付金拾五圓
其他桑苗も販賣仕り候間御望の方は御注文被下度
運賃は總て先拂にて發送仕り候荷造の費用は下店にて自辨仕候
愛知縣糟豆郡西尾町
渡邊萬吉

桑苗の種
原産なり早生種にして樂大なり收穫多し但し地味に依り適不適の引從事眞驗の諸君は御栽培あれ
●十文字　我井武村字八日市の原産なり故に異名八日市若しくは蜻くびりと云ふ業質良好のみならず取業多くして晩産中此種の右に出るものなからず
●木村　木村は古來桑苗の本場なり以て普く世人の了知せらるゝ所なり以上列記せる桑種取木二年苗何れも純良のもの製作仕候間多少に不拘御注文仕て亦懇願候
右種類の外各種桑苗及養蠶器具販賣仕候間御御用の方は御懇會次第定價表郵送す
●李早生　此種は異名木村桑と稱し社故社長木村翁の數百年間中分特に獨拔ぜられたる最良種なり早生種にして早中晩を兼ね如何なる瘠薄の地にも良く繁茂し樹性永年を保ち葉の收量頗る多し世の蠶業家試培して眞味を知り給へ
●市平　頗る早生種にして收穫多く養蠶家の常に尊ぶ貴重なる良種なり
●多胡早生　蠶地より接近せる群馬縣吾多郡多胡村の

桑苗製作所
大畠和輔
埼玉縣大字玉植
丹莊村
兒玉郡

上毛蠶種家
上毛蠶種館○千木良芳郎
上野國多野郡新町

春蠶種
八重姫・小石丸
販賣仕候御一報石川縣河北郡金澤村
次第定價奉呈
實力館

春蠶種販賣廣告
鹽尻均業會社商標
登録

●當會社ハ蠶種製造ヲ以テ專門トスル有志ノ結合ニシテ其主旨目的ハ蠶業上自他全般ノ實利ヲ標準シ協力一致以テ精良ノ蠶種ヲ製出シ是ヲ普及セシムルニ在リ
●種類及代價其他詳細ノ事項御照會被下度候
●豫約ヲ以テ多數合同御申込ノ方ハ特別ノ御相談可仕候
●爲替ハ本會社宛ニテ信濃國小縣郡鹽尻郵便局へ御振込被下度候
長野縣信濃國小縣郡鹽尻村
合資鹽尻均業會社
社員
藤本善右衛門
佐藤八郎右衛門
佐藤尾之七
馬場源藏
塚田林太郎
小岩井茂三郎
小岩井利藤太
瀧澤金右衛門
佐藤三右衛門
佐藤國右衛門
塚田茂平

春蠶種
又昔角又
上揚ノ二種類テ製出販賣致候
御郵送可申上候
吉米熊君ノ病毒消滅ヲ揭載セリ●農會其他團體ニ於テ一手ニ多數御購入ノ節ハ特別ニ御相談可仕候
長野縣小縣郡鹽尻村
合資鹽尻均業會社員
佐藤八郎右衛門

艮繭を多量に収得せんとならは必ず本機を使用すべし

●専賣特許許可　大王印撚篠製造機

大改良完成の報告

●紙器械一臺定價金六圓廿錢　大坂渡六圓五拾錢

養蠶を行ふに當り如何に精良なる蠶種を撰び飼育に注意するも上簇に際し舊來の島田簇等を用ふれば簇當りを生

して其繭や二等繭としても格安に賣却せざるを得ざるを以て簇當りの改良は目下養蠶家の最大急務なり本機は簇當りの澤よき良繭のみを收獲し得る簇を以て一日一千簇製造し四百枚を製造し得る本機は簇當りの小繭を除去し共に付同一の機械に付き心掠へ本機は良養蠶必要なる箱臺を試賜へ特黐紐に掛くるを踏めくる過自然の手数を要する故毫も改むる事なく下より箱を編む下りを懸る故一に本の簇を形成するに付太印に御注意

農具農器製造發賣元　東京淺草區田町壱丁目角　内國農具改良組本部

●簡便安全消毒燈　壹具拾貳錢　壹具拾五錢　壹具拾五圓

●右黐火用メチールアルコール壹磅金拾五錢

●自働噴霧器　甲中式壹具金拾五圓　乙關根式壹具金五拾錢

●右用フォリマリン液（清水八升五合溶解）壹磅金一圓五拾錢

但右乙號關根式は銅製にして大躰の構造甲中式と異ならず只眞鍮管が銅筒内に包蔵せらるゝのみにて使用法及び噴水の分量及び方法は毫も甲號に異ならず而して代價は殆んど半額なり試みに一具御實驗を乞ふ

●專賣特許　鹽田式輕便噴筒

長サ三尺餘直徑三寸程の二重筒にして一口は噴水口は一口成ること〻ン製二圓八十錢

木口より高さ數丈餘に達する噴霧丈餘にすれば猛然たる噴水を消防用ふるに用ふれば故に火災を防ぐ一大器械なる水は可なり遠く飛ぶ故に噴水器の必要なり

●專賣特許　蟲室用暖爐

虫驅除蠶室消毒用として亦庭園の噴水器として必要なり而して小包料六百目の割合にて送付す

小一個一百五拾目　包料八百目　製錢

●右の外農具蠶業器械は一式發賣圖解發明書要望の士は郵券三錢賣捌望士へは精々割引仕候

大坂南區順慶町二丁目角　太田庄商店　農具部

專賣特許　石黐織蟻用糸網

蠶網販賣廣告

●初眠用（瓦斯糸巾尺八寸丈四丈二尺）一反並金七十錢

●二眠用（洋糸製巾尺八寸丈四丈二尺）一反並金四十錢

●二眠用（唐糸製）一反並金卅七錢

●三眠用（尺幅同斷）一反並金卅六錢

●三眠用（同斷）一反並金卅五錢

●四眠用（同斷）一反並金卅八錢

●四眠起用（同斷）一反並金卅四十錢

●四眠起用（同斷）一反並金卅一錢

其他尺幅の長短は如何樣にも調製仕る可く豫約金を添ひ申込を乞

運賃　毎に（百里以内小包料金八錢　百里以外小包料十六錢）に中受候

信州本場　春蠶種販賣

本社特製の春蠶種

石丸　外數種あり一枚代依り割引す

送金　需用枚數に會は信濃國中野局受取人は本社計部主任高橋愛吉宛の事

信濃錦、又昔、白玉、小

合名會社　高明舘本局

長野縣下高井郡延徳村

蠶種貯藏器

專賣特許

蠶種は貯藏の忽にすべからざるは多年西ゝ原蠶業試驗場に於て試驗し又當業者の實驗に照ちし辛酸を嘗めて今日の如き發明せず本器は圖の如く内外二重圓筒にして完全に實用的に構造せる蠶種貯藏器の構着達を施し外氣の變化は勿論炭酸瓦斯或は濕氣等の害を防ぐ爲め聊か工夫を凝らし安全に蠶種を貯藏せしめ越冬せしめ無事に收穫得る樣構造せる蠶家は君が苦辛に報ひ文續く御注諸君の榮を希ふこと〻なり

●右の外大小十五枚入拾五圓五十五枚入五圓別式卅枚入拾五圓二十枚入五圓別式卅枚入拾五圓三十枚入十四圓百枚入四十圓荷造費共

●右の外大小三十枚入十錢　五十枚入代金五錢

發賣元　東京市日本橋區浜町　電話本局二〇八五番　丸山舍

京都七本松丸山舍支店　●大坂川口丸山舍支店

蠶室用暖爐

●蠶室消毒蠶烟暖爐價壹圓八十錢（小包送料里迄五錢　百里迄廿五錢　百里以外五十六錢）

弊舍發賣暖爐の有効に就は自賞自贊を須ず早くも

大日本蠶絲會

●蠶室用改良暖爐價一圓五十錢（小包送料里迄十一錢　百里迄廿五錢　百里以外四十錢）

良暖爐の**有効**を**確認**し會報第八十一號に於て其功益ある

を天下に紹介せられたり其文に曰はく一

東京市日本橋區蛎殼町丸山舍より暖蠶室用改良暖爐の特製せる蠶室用改良暖爐は從來養蠶用暖爐の缺点なる火の粗末にして其要點の位置に於て定置し火の適温を保つ爐中の生ずるの煙は悉く新鮮なる空氣に移動し蠶室の一自定られたる通路を通過して室内に充満し蠶の生育に最も有益なる温度を保つ故に蠶室の温度は常に一定して毫も変化せざるの効あり而して其構造の簡単なる手軽に取扱ふ事を得て婦人小兒の能く動かすべき程の安全なる火の消毒せざるなし杯消毒の點に於ては云ふに及ばざるなし

蠶室消毒蒸煙暖爐

蠶室改良暖爐

其前後蠶室蠶具の無效に就ては本日蠶病研究會の日本蠶病論（價廿五錢）等に明なり

蒸煙に適當の材料を用ひて蠶兒飼育中又飼蠶の蒸氣は蟻酸アルデヒドを発散せしめ病毒を以て毒を無効に帰せしむるの者なり

薬剤の効能は輕便にして取扱ひ易く殺菌の効益に關する細大なる構造の詳細は先生の著述に就て聊か火災等の憂なく農家の日本蠶病論（價廿五錢）等に明なり

池田先生の著述に就ては諸種の消毒器に就ては病毒を天下に絶叫したる在大學院の急要を天下に絶叫したる在大學院の急要を天下に絶叫したる在大學院の蠶

學士の證明

蠶煙は蠶病消毒の一として効果ある事は内外諸士を與へられたり

蠶煙暖爐の實驗成績に徴して明白なる事實なりとして丸山舍製

蠶煙暖爐の代用に叶ひ便利なる者と信ず一般本注文の程希望候

丸山舍

店支

大坂市日本橋二丁目廿二番地

丸山舍

東京市日本橋區蛎殼町丸山舍

（賣部に付）

●百部以上　同　金五圓

●百部以下　金四圓

●千部以上　金五圓

（壹部五厘にて發送し得）

●賣部は諸君へ送料を御受取の上御送付の節は特に目的を以て製作したる者なり今之を試用するに能く此目的に叶ひ便利なる者と信ず一般本注文の程希望候

●年賀狀代用の件

弊舍發行農業新聞を以て年賀狀に代用せんとする諸君へ送付の節は左記の規定に準拠し可申候間來月十日迄に部數相當の代金及原稿を添へ下度候

●千部以上　金五圓

●百部以上　金四圓

（百部に付）

●賣部は諸君へ送料を御受取の上御送付の節は特に目的を以て製作したる者なり今之を試用するに能く此目的に叶ひ便利なる者と信ず一般本注文の程希望候

蠶業講習所技師 農學士 石渡繁胤先生校閲 池田榮太郎君著

蠶體生理

十二月十五日より發賣同日迄に前金御注文の諸君に限り

正價の貳割引

菊版（横五寸三分長七寸五分）背皮總クロース最上製本用紙舶來頁質銅版寫眞版及五回刷着色石版等數十挿入總紙數參百頁

正價金壹圓二十五錢

郵税金拾貳錢

目次

●第一章總論〇第一節蠶の起原〇第二節家蠶さ野蠶「自然淘汰、人爲陶汰及本能」〇第三節蠶の名稱〇第四節蠶の種類「佛國、伊國、奥國、支那、日本」〇第五節蠶兒の變化第一項發生期及發生個數の變化第二項體格の變化第三項體色の變化第四項皮膚に於ける斑紋の變化第五項蛻皮回數の變化第六項繭形の變化第七項繭色の變化第八項掛合黄繭白繭〇第六節遺傳第一項遺傳の現象第二項歸先●第二章蠶卵論〇第一節蠶卵の構造〇第二節胚子の發達〇第三節不受精卵子の發達〇第四節卵の形狀及色澤さ蠶兒の强弱さの關係〇第五節卵の呼吸〇第六節乾濕の影響〇第七節卵質の消耗〇第八節蠶卵の水浴〇第九節温度の影響〇第十節蠶卵の障害物〇第十一節蠶卵の保護●第三章蠶兒發生論〇第一節種類さの關係〇第二節産卵期の早晩さの關係〇第三節卵子の强弱さの關係〇第四節温度さの關係〇第五節乾濕さの關係〇第六節發生の抑制〇第七節發生期の促進第一項人工越冬法第二項摩擦發生法第三項通電發生法第四項浸酸發生法第五項浸湯發生法〇第八節發生の狀況及時刻●第四章蠶兒論〇第一節蠶卵さ蛾さの關係〇第二節蠶兒の成分〇第三節蠶兒の生活さ温度さの關係〇第四節蠶兒の生活さ乾濕さの關係〇第五節蠶兒の發育第一項温度の關係第二項體量の增進第三項光線さの關係〇第六節蛻皮作用第一項皮膚[illegible]及其作用第二項蛻皮の方法第三項蛻皮に要する時間第四項蛻皮さ桑量さの關係第五項蛻皮中に於ける攝取の生理上に及ぼす關係〇第七節營養第一項營養作用第二項營養物「桑葉の老幼さ營養さの關係、桑樹の品種さ營養さの關係、桑葉摘採時期さ營養さの關係、桑葉の硬軟さ營養さの關係、桑質の肥瘠さ營養さの關係、桑花さ營養さの關係」第三項食桑さ殘桑さの關係第四項食桑さ歳形分さの關係第五項食桑さ收繭量さの關係〇第八節蠶兒の障害物〇第九節蠶兒の安靜第一項食桑休止及運動第二の運動作用〇第十節絕食及飼食の時期〇第十一節消化作用第一項消化器の構造第二項消化力第三項食下葉分さ消化留存葉分さの關係第四項蠶糞の成分第十二節脂肪の作用第一項脂肪組織の構造第二項脂肪の効力第三項脂肪の留存〇第十三節呼吸作用第一項呼吸器の構造第二項皮膚の呼吸第三項呼吸さ炭酸瓦斯さの關係第四項呼吸さ水蒸氣さの關係「桑葉より蒸發する水蒸氣の量、空氣の要量〇第十四節血液の循環第一項循環器の構造及循環作用第二項背脈管の搏動第三項血液第四項血球の作用第五項腎臟管の構造及其作用〇第十五節蠶兒の體温●第五章成繭論〇第一節成繭の方法〇第二節空繭の成分〇第三節成繭さ外界さの關係第一項溫度の關係第二項乾濕の關係第三項明暗の關係第四項成繭の位置第五項空氣の流通第六項簇中蠶種の稀薄第七項室內の靜穩〇第四節成繭さ蠶兒の老幼さの關係〇第五節繭層の構造〇第六節絹絲の構造及成分●第六章蛹體論〇第一節器官の變形第一項蛹の形態第二項內部器官の變形〇第二節熟蠶さ蛹化の關係〇第三節蛹體の消耗「維、維、雌雄の關係」〇第四節蛹體の成分●第七章蛾體論〇第一節蛹體さ蛹化の關係〇第二節發蛾の時刻及乾濕〇第三節蛹の變態及器官一班〇第四節交尾及産卵第一項交尾時間第二項産卵第三項外界の關係〇第五節體量の減耗〇第六節蛾の生命第七節蛾體の成分●第八章蠶體の五器第一節神經の作用第一項幼蟲の神經系第二項成蟲の神經系〇第二節視覺第一項單眼第二項複眼〇第三節觸角第一項蠶兒の觸角第二項蛾の觸肢〇第四節[illegible]〇第五節[illegible]及嗅覺●第九章蠶の生殖〇第一節蠶兒の生殖器〇第二節蛾の生殖器〇第三節精蟲及卵子の生成●第十章附錄

本書著者は農商務省蠶業講習所に在りて多年蠶學を研究し尚蠶躰解剖及蠶躰生理の學に於て斯界に錚々の名聲を博せる石渡農學士に親炙して其蘊奥を研鑽したるの人夙に我邦蠶躰生理書の參考に供すべきもの殆となきを遺憾とし猶ふて本書を著はし以て世に貢せんどするの熱意に出でたるもの其本書の功益の如き今敢て喋々を要せず請ふ續々愛讀の榮を給え

松永技師石渡川島兩農學士校閲 池田榮太郎先生著

最新刊蠶書 精圖挿入

日本蠶病消毒法

正價廿五錢 郵税四錢

〇本邦蠶業急務〇蠶病消毒の沿革〇微生物蕃殖說〇蠶病消毒上に於ける注意〇蠶兒の病原〇蟻酸アルデヒート瓦斯蒸法〇フォルマリン撒布法〇木材蒸烟法〇濕熱消毒法〇洗滌及曝露法〇鹽素瓦斯蒸法〇石灰消毒法〇鹽化石灰消毒法〇石炭酸消毒法〇昇汞消毒法〇消毒試驗〇施行手續〇岡山縣に於ける蠶病消毒施行試驗成蹟〇防腐劑及消毒劑〇植物體中蟻酸アルデヒード〇改正蠶種檢查法

從五位速水堅曹先生補修 佐野瑛君著

大日本蠶史

紙數千三百頁 洋裝 價二圓五十錢 郵税金二十錢

第一篇 正史
第二篇 現業史
第三篇 育統史
第四篇 夏蠶史
第五篇 秋蠶史
第六篇 蠶病史
第七篇 桑培史
第八篇 種史

本書は太古以來蠶業上の政法及飼育の變遷を詳記せる者にて蠶家の重實として必ず一本を藏むべき實に蠶業界空前の大著述也發行以來非常の御注文を蒙り最早餘す所僅々の數となれり至急御注文を乞ふ

發兌元 東京市日本橋區箔屋町十四番地（特電話本局二千八十五番） 丸山舍

京都支店 京都上京區中立賣通七本松東入 丸山舍

大坂支店 大坂西區本田二番町三十三 丸山舍

發賣捌 丸山舍本店 其外全國書肆

大日本蠶絲會　質問應答錄　第壹編

定價　金五拾錢
郵稅　金六錢

本書は本會技藝委員諸氏が會員の質問に應答されたるもの三百三十有餘件を左記目次の如く類別編次したるものにして蠶桑に關する事項概ね備はらざるなし御要望の向は代價（會員諸君は金參拾錢）と郵稅とを添へ申込まるべし

但會員外の要望者へは定價の二割引（四拾錢）郵稅六錢にて御需めに應ず

明治三十三年十一月

大日本蠶絲會

目次

◉栽桑
○桑園類種　五件
○肥料栽培　九件
○桑病害　十一件
○桑蟲害　十五件
○雜件　二十件
◉養蠶
○蛾種の部　四件
○蠶種の部　九件
○蠶種類製造　十件
○蠶種類再出　十九件
○蠶種類　五十四件

○雜件種附添種　十六件
○飼育の部　十六件
○收蠶飼育法　六件
○眠起給桑附貯桑、剪桑　十三件
○上簇　十四件
○蠶の雌雄雨解剖　四件
○蠶の健否　五件
◉蠶病の部
○微粒子病其他　十件
○軟化病其他　七件
○空頭蠶其他　二件
○起縮　二件

○死籠其他
○節蠶腹蠶其他　二件
○白殭蠶　六件
○消毒蛆害　四件
○雜件　十四件
○蠶室蠶具の部　八件
○蠶の部　十二件
○害物の部　十三件
○雜の部　四件
◉製絲
○殺蛹貯繭の部　九件
○絲の部　八件
○雜の部　七十九件